

四半期報告書

(第9期第2四半期)

自 平成21年7月1日
至 平成21年9月30日

あいおい損害保険株式会社

(E03833)

目 次

	頁
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	3
3. 関係会社の状況	3
4. 従業員の状況	3
第2 事業の状況	4
1. 保険引受の状況	4
2. 事業等のリスク	9
3. 経営上の重要な契約等	9
4. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	11
第3 設備の状況	13
第4 提出会社の状況	14
1. 株式等の状況	14
(1) 株式の総数等	14
(2) 新株予約権等の状況	15
(3) ライププランの内容	19
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	19
(5) 大株主の状況	19
(6) 議決権の状況	20
2. 株価の推移	20
3. 役員の状況	20
第5 経理の状況	21
1. 中間連結財務諸表	22
(1) 中間連結貸借対照表	22
(2) 中間連結損益計算書	23
(3) 中間連結株主資本等変動計算書	24
(4) 中間連結キャッシュ・フロー計算書	26
2. その他	58
(1) 第2四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書	58
(2) その他	60
3. 中間財務諸表	61
(1) 中間貸借対照表	61
(2) 中間損益計算書	62
(3) 中間株主資本等変動計算書	63
4. その他	81
第二部 提出会社の保証会社等の情報	82

[中間監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月26日
【四半期会計期間】	第9期第2四半期（自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）
【会社名】	あいおい損害保険株式会社
【英訳名】	Aioi Insurance Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 児玉 正之
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号
【電話番号】	東京 5424-0101（大代表）
【事務連絡者氏名】	総務部次長 金子 利弘
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号
【電話番号】	東京 5424-0101（大代表）
【事務連絡者氏名】	総務部次長 金子 利弘
【縦覧に供する場所】	当社近畿本部 （大阪市中央区平野町三丁目6番1号） 当社埼玉本部 （さいたま市中央区上落合一丁目12番16号） 当社神奈川本部 （横浜市中区尾上町五丁目77番地） 当社千葉本部 （千葉市中央区登戸一丁目21番8号） 当社中部本部 （名古屋市中区千代田五丁目7番5号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間につきましては、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を記載していません。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第7期中	第8期中	第9期中	第7期	第8期
連結会計期間	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日
経常収益 (百万円)	568,518	537,275	518,975	1,156,992	1,075,517
正味収入保険料 (百万円)	440,123	430,476	408,633	871,589	829,147
経常利益 (△損失) (百万円)	10,267	11,473	27,697	△8,618	△23,028
中間(当期)純利益 (△損失) (百万円)	10,218	5,757	17,152	△3,172	△10,943
純資産額 (百万円)	586,311	358,617	334,057	422,392	266,868
総資産額 (百万円)	3,126,528	2,944,311	2,848,879	2,987,234	2,804,162
1株当たり純資産額 (円)	798.25	488.03	454.60	574.83	363.24
1株当たり中間(当期)純利益 (△損失) (円)	13.91	7.83	23.36	△4.31	△14.90
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	13.91	7.83	23.35	—	—
自己資本比率 (%)	18.75	12.17	11.71	14.13	9.51
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	56,217	32,942	22,112	90,243	36,168
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△38,297	△21,203	15,528	△52,190	18,189
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△7,392	△7,554	△7,606	△7,614	△8,032
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (百万円)	107,902	130,677	195,803	127,841	163,919
従業員数 (人)	9,406	9,877	10,283	9,534	9,842
〔外、平均臨時従業員数〕 (人)	[2,506]	[2,495]	[2,533]	[2,568]	[2,513]

(注) 1. 第8期中及び第9期中の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均人員数であります。

2. 第7期及び第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、当期純損失が計上されているため記載していません。

(2) 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第7期中	第8期中	第9期中	第7期	第8期
会計期間	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日
正味収入保険料 (対前期増減率)	(百万円) (%) 428,624 (0.39)	(百万円) (%) 418,044 (△2.47)	(百万円) (%) 397,899 (△4.82)	(百万円) (%) 851,849 (0.07)	(百万円) (%) 816,693 (△4.13)
経常利益(△損失) (対前期増減率)	(百万円) (%) 20,600 (59.67)	(百万円) (%) 13,296 (△35.45)	(百万円) (%) 27,647 (107.93)	(百万円) (%) 4,431 (△85.14)	(百万円) (%) △20,359 (△559.48)
中間(当期)純利益(△ 損失) (対前期増減率)	(百万円) (%) 17,747 (95.70)	(百万円) (%) 6,593 (△62.85)	(百万円) (%) 16,858 (155.70)	(百万円) (%) 7,171 (△62.00)	(百万円) (%) △9,550 (△233.17)
正味損害率	(%) 58.82	(%) 61.76	(%) 65.66	(%) 62.23	(%) 64.96
正味事業費率	(%) 32.72	(%) 34.19	(%) 35.48	(%) 33.27	(%) 34.58
利息及び配当金収入 (対前期増減率)	(百万円) (%) 44,914 (84.27)	(百万円) (%) 23,315 (△48.09)	(百万円) (%) 24,814 (6.43)	(百万円) (%) 81,864 (59.80)	(百万円) (%) 42,982 (△47.50)
資本金 (発行済株式総数)	(百万円) (千株) 100,005 (756,201)	(百万円) (千株) 100,005 (756,201)	(百万円) (千株) 100,005 (756,201)	(百万円) (千株) 100,005 (756,201)	(百万円) (千株) 100,005 (756,201)
純資産額	(百万円) 601,634	(百万円) 379,105	(百万円) 356,978	(百万円) 441,106	(百万円) 291,727
総資産額	(百万円) 2,802,021	(百万円) 2,570,659	(百万円) 2,435,918	(百万円) 2,638,595	(百万円) 2,419,760
1株当たり純資産額	(円) 819.15	(円) 516.15	(円) 486.05	(円) 600.59	(円) 397.23
1株当たり中間(当期) 純利益(△損失)	(円) 24.16	(円) 8.97	(円) 22.96	(円) 9.76	(円) △13.00
潜在株式調整後1株当 たり中間(当期)純利益	(円) 24.16	(円) 8.97	(円) 22.95	(円) 9.76	(円) —
1株当たり配当額	(円) —	(円) —	(円) —	(円) 10.00	(円) 10.00
自己資本比率	(%) 21.47	(%) 14.75	(%) 14.65	(%) 16.72	(%) 12.05
従業員数 〔外、平均臨時従業員 数〕	(人) (人) 8,779 〔2,487〕	(人) (人) 9,118 〔2,440〕	(人) (人) 9,421 〔2,443〕	(人) (人) 8,809 〔2,543〕	(人) (人) 9,075 〔2,456〕

(注) 1. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

2. 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料

3. 第8期中及び第9期中の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均人員数であります。

4. 第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容に重要な変更はありません。
また、主要な関係会社に異動はありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成21年9月30日現在)

従業員数（人）	10,283 [2,533]
---------	----------------

(注) 1. 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

(平成21年9月30日現在)

従業員数（人）	9,421 [2,443]
---------	---------------

(注) 1. 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に当第2四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2. 臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。

第2【事業の状況】

1【保険引受の状況】

(1) 損害保険事業の状況

① 元受正味保険料（含む収入積立保険料）

区分	前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)			当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)		
	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率 (%)
火災	33,854	15.08	—	32,924	15.02	△2.75
海上	1,380	0.62	—	1,058	0.48	△23.37
傷害	22,400	9.98	—	20,732	9.46	△7.45
自動車	117,283	52.26	—	116,001	52.94	△1.09
自動車損害賠償責任	29,656	13.21	—	30,125	13.75	1.58
その他	19,855	8.85	—	18,295	8.35	△7.86
合計	224,431	100.00	—	219,136	100.00	△2.36
(うち収入積立保険料)	(14,694)	(6.55)	(—)	(12,808)	(5.84)	(△12.84)

区分	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)			当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)		
	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率 (%)
火災	67,196	14.16	1.66	65,650	14.61	△2.30
海上	2,939	0.62	7.10	2,323	0.52	△20.97
傷害	43,734	9.22	△5.83	40,912	9.10	△6.45
自動車	243,800	51.40	△1.00	238,984	53.18	△1.98
自動車損害賠償責任	73,750	15.55	△13.97	61,356	13.65	△16.81
その他	42,923	9.05	5.35	40,180	8.94	△6.39
合計	474,344	100.00	△2.80	449,407	100.00	△5.26
(うち収入積立保険料)	(27,065)	(5.71)	(△6.88)	(23,995)	(5.34)	(△11.34)

(注) 1. 上記各表の諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2. 元受正味保険料（含む収入積立保険料）とは、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものであります（積立保険の積立保険料を含む）。

② 正味収入保険料

区分	前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)			当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)		
	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率 (%)
火災	27,753	12.97	—	26,872	13.08	△3.18
海上	1,653	0.77	—	932	0.45	△43.63
傷害	11,949	5.59	—	11,541	5.62	△3.42
自動車	119,302	55.76	—	118,276	57.57	△0.86
自動車損害賠償責任	33,537	15.67	—	29,826	14.52	△11.07
その他	19,763	9.24	—	17,987	8.76	△8.99
合計	213,960	100.00	—	205,436	100.00	△3.98

区分	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)			当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)		
	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率 (%)
火災	49,539	11.51	0.98	48,219	11.80	△2.67
海上	3,047	0.71	2.59	1,785	0.44	△41.40
傷害	23,925	5.56	△3.68	23,154	5.67	△3.22
自動車	246,111	57.17	△0.62	241,772	59.16	△1.76
自動車損害賠償責任	67,082	15.58	△11.63	54,724	13.39	△18.42
その他	40,771	9.47	2.74	38,979	9.54	△4.40
合計	430,478	100.00	△2.19	408,636	100.00	△5.07

(注) 上記各表の諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

③ 正味支払保険金

区分	前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)			当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)		
	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率 (%)
火災	8,181	6.38	—	7,894	6.39	△3.51
海上	568	0.44	—	546	0.44	△3.80
傷害	5,983	4.66	—	5,654	4.57	△5.50
自動車	74,268	57.88	—	74,068	59.89	△0.27
自動車損害賠償責任	26,025	20.29	—	24,601	19.89	△5.47
その他	13,280	10.35	—	10,906	8.82	△17.87
合計	128,308	100.00	—	123,672	100.00	△3.61

区分	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)			当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)		
	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率 (%)
火災	15,787	6.41	△1.86	15,915	6.55	0.81
海上	1,288	0.52	△34.82	1,114	0.46	△13.52
傷害	10,967	4.45	21.22	10,818	4.45	△1.36
自動車	140,452	57.01	0.60	143,540	59.09	2.20
自動車損害賠償責任	50,817	20.63	2.36	49,032	20.18	△3.51
その他	27,048	10.98	6.42	22,507	9.27	△16.79
合計	246,362	100.00	1.89	242,928	100.00	△1.39

(注) 上記各表の諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

(2) 生命保険事業の状況

① 保有契約高

区分	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
	金額 (百万円)	対前年度末比 増減(△)率(%)	金額 (百万円)
個人保険	5,443,669	4.70	5,199,072
個人年金保険	253,936	2.55	247,617
団体保険	2,201,113	4.60	2,104,223
団体年金保険	492	△2.58	505

(注) 1. 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものであります。

3. 団体年金保険については、責任準備金の金額であります。

② 新契約高

区分	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)			当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)		
	新契約+転換 による純増加 (百万円)	新契約 (百万円)	転換による 純増加 (百万円)	新契約+転換 による純増加 (百万円)	新契約 (百万円)	転換による 純増加 (百万円)
個人保険	279,991	279,991	—	279,143	279,143	—
個人年金保険	7,788	7,788	—	8,247	8,247	—
団体保険	4,144	4,144	—	20,042	20,042	—

区分	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)			当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)		
	新契約+転換 による純増加 (百万円)	新契約 (百万円)	転換による 純増加 (百万円)	新契約+転換 による純増加 (百万円)	新契約 (百万円)	転換による 純増加 (百万円)
個人保険	463,634	463,634	—	535,833	535,833	—
個人年金保険	16,096	16,096	—	15,091	15,091	—
団体保険	11,030	11,030	—	25,693	25,693	—

(注) 1. 上記各表の諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2. 新契約の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資であります。

(参考) 提出会社の状況

ソルベンシー・マージン比率

	当中間会計期間末 (平成21年9月30日) (百万円)	前事業年度末 (平成21年3月31日) (百万円)
(A) ソルベンシー・マージン総額	718,674	625,050
資本金又は基金等	332,642	319,409
価格変動準備金	1,109	1,262
危険準備金	517	517
異常危険準備金 (地震保険危険準備金を含む)	277,811	282,361
一般貸倒引当金	368	390
その他有価証券の評価差額 (税効果控除前) の90% (△は100%)	29,106	△54,810
土地の含み損益の85%	10,032	14,529
控除項目	25,311	24,250
その他	92,397	85,639
(B) リスクの合計額		
$\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2}+R_5+R_6$	179,709	173,420
一般保険リスク (R ₁)	45,971	45,991
第三分野保険の保険リスク (R ₂)	—	—
予定利率リスク (R ₃)	2,363	2,385
資産運用リスク (R ₄)	84,171	77,619
経営管理リスク (R ₅)	4,200	4,061
巨大災害リスク (R ₆)	77,520	77,076
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1 / 2}] × 100	799.8%	720.8%

(注) 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

<ソルベンシー・マージン比率について>

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわちソルベンシー・マージン総額:上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))であります。
- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ① 保険引受上の危険 (一般保険リスク) (第三分野保険の保険リスク) : 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険 (巨大災害に係る危険を除く。)
 - ② 予定利率上の危険 (予定利率リスク) : 実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - ③ 資産運用上の危険 (資産運用リスク) : 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ④ 経営管理上の危険 (経営管理リスク) : 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑤以外のもの
 - ⑤ 巨大災害に係る危険 (巨大災害リスク) : 通常の予測を超える巨大災害 (関東大震災や伊勢湾台風相当) により発生し得る危険
- ・「損害保険会社が有している資本金・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額であります。
- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

2【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当社は、ニッセイ同和損害保険株式会社（以下「ニッセイ同和損保」といいます。）及び三井住友海上グループ（三井住友海上グループホールディングス株式会社（以下「三井住友海上HD」といいます。）及び三井住友海上火災保険株式会社）と経営統合に関する協議を進め、最終合意に至りました。

これに基づき、平成21年9月30日、当社及びニッセイ同和損保は、三井住友海上HDとの間で株式交換契約を締結すると共に、当社は、ニッセイ同和損保との間で合併契約を締結いたしました。なお、契約の効力につきましては、株主総会の承認及び関係当局の認可等を前提としております。

株式交換及び合併の目的並びに契約の概要は以下のとおりであります。

(1) 株式交換及び合併の目的

① 株式交換の目的

スピード感を持って飛躍的に事業基盤及び経営資源の質・量の強化・拡大を図ることにより、グローバルに事業展開する世界トップ水準の保険・金融グループを創造して、持続的な成長と企業価値向上の実現を目的とするものであります。

② 合併の目的

当社、ニッセイ同和損保及び三井住友海上HDの経営統合により実現する新たな保険・金融グループの中核会社としてグループ企業価値の向上を追求するため、当社及びニッセイ同和損保の強みを発揮し、お客様からの確かな信頼を基に発展することを目的とするものであります。

(2) 株式交換及び合併の方法

① 株式交換の方法

当社は、三井住友海上HD（平成22年4月1日付で「MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社」（以下「MS & ADホールディングス」といいます。）へ商号変更予定）を株式交換完全親会社として株式交換を行い、同社の完全子会社となります。

② 合併の方法

吸収合併に際して、当社を存続会社とし、ニッセイ同和損保は解散いたします。

(3) 株式交換及び合併の期日

① 株式交換の期日

平成22年4月1日

② 合併の期日

平成22年10月1日

(4) 株式交換及び合併に係る割当ての内容（株式交換比率）

① 株式交換に係る割当ての内容

株式交換に際して、当社の普通株式1株に対して三井住友海上HDの普通株式0.190株が割当て交付されます。

② 合併に係る割当ての内容

三井住友海上HDとの間の株式交換契約に基づき、当社及びニッセイ同和損保が共にMS & ADホールディングス（現 三井住友海上HD）の完全子会社となった後に行われる合併であるため、当社からニッセイ同和損保の株主に対して当社株式その他の金銭等の割当て交付はありません。

(5) 株式交換に伴う新株予約権の取扱い

当社は、株式交換期日の前日までに、発行済みの新株予約権をすべて無償で取得し消却いたします。

(6) 株式交換の割当ての内容の算定根拠

当社及び三井住友海上HDは、株式交換比率の算定にあたって公正性・妥当性を確保するため、当社は野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）及びモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「モルガン・スタンレー」といいます。）に対し、三井住友海上HDは日興シティグループ証券株式会社（現 シティグループ証券株式会社。以下「シティグループ」といいます。）に対し、それぞれ自らが当事者となる経営統合に係る株式交換比率の算定を依頼いたしました。

当社は野村證券及びモルガン・スタンレーによる算定結果を参考に、三井住友海上HDはシティグループによる算定結果を参考に、それぞれ2社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、2社で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、上記株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、上記株式交換比率を合意・決定いたしました。

また、当社は野村證券及びモルガン・スタンレーから、三井住友海上HDはシティグループから、それぞれ自らが当事者となる株式交換比率が財務的見地から妥当である旨の評価を受けております。

(7) 株式交換完全親会社及び合併存続会社の概要

① 株式交換完全親会社

商号	MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社 (現：三井住友海上グループホールディングス株式会社)
資本金	100,000百万円
事業の内容	保険持株会社

② 合併存続会社

商号	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 (現：あいおい損害保険株式会社)
資本金	100,005百万円
事業の内容	損害保険事業

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間におけるわが国経済は、世界的な景気後退の影響を受け企業収益は悪化、設備投資も大幅に減少するなど厳しい状況が続いております。また、製造業を中心とした在庫調整の進展、大規模な景気対策の実施等により経済指標は一部明るい兆しが見られるものの、雇用情勢の悪化、先行きの不透明感から個人消費は低迷を続けており、景気は依然として停滞しております。

このような情勢のもと、当社グループは最優の品質と高い収益性の実現により、あらゆるステークホルダーからの支持を基軸にして、着実に成長し続ける保険グループを目指して事業展開を進めてまいりました。

事業の種類別セグメント毎の業績は次のとおりであります。

① 損害保険事業

当社グループの主要事業である損害保険市場を取り巻く環境につきましては、人口減少と高齢化の同時進行に加え、自動車販売の低迷、住宅着工件数の大幅な減少等により、引き続き厳しい事業環境となっております。

このような中、当社は、募集品質の向上に向けた活動として、お客様への丁寧な保険提案活動を前期より実践してまいりました。これにより、とりわけ自動車保険において、お客様にご継続いただいた契約件数が堅調に推移するなど、代理店・扱者と協同で取り組む募集品質の改善活動が定着しつつあります。また、平成21年10月より割引の拡充・廃止や年齢条件体系の簡素化をはじめとしたお客様にとってわかりやすい自動車保険への商品改定を実施することとし、この改定に向けた代理店・扱者研修を6月より順次展開するなど、募集品質の更なる向上に取り組んでおります。なお、当社は、平成21年4月に公表した「I O I 環境宣言」に基づき、商品・サービスを通じた環境貢献を行っております。具体的には、トヨタ自動車株式会社が平成21年5月に発売したハイブリッド車「プリウス（型式：ZVW30）」を対象に車両保険料の15%割引を適用する商品を提供するなど、環境保全に取り組むお客様への積極的な支援を行っております。

一方、海外におきましては、Aioi Motor and General Insurance Company of Europe Limited（以下「AMaGIC社」といいます。）が、トヨタ自動車株式会社の金融子会社であるトヨタファイナンシャルサービス株式会社と一体になって、「F & I 事業」（トヨタ車ユーザー向けの金融と自動車保険等の一体サービス）に取り組んでおり、収入保険料・収益両面の拡大を図るべく事業基盤の強化に努めております。

この結果、当セグメントにおける正味収入保険料は2,054億円と前第2四半期連結会計期間に比べ4.0%の減収となり、経常収益は2,531億円、経常利益は95億円となりました。

② 生命保険事業

あいおい生命保険株式会社におきましては、万一の場合、遺されたご家族が毎月の生活資金を受け取ることができる収入保障商品『ジャストワンW』の販売が引き続き好調なことに加え、平成21年6月には女性の幅広いニーズに対応し、充実した医療保障を総合的に提供する「無解約返戻金女性総合医療特約」と「積立利率変動型終身保険」を組み合わせた『ルナメディカル』を発売しております。

なお、同社では、『ルナメディカル』が、がんや女性固有の病気に対して手厚く保障する特色を持っていることから、本保険の新規のご契約件数に応じた金額を、NPO法人「キャンサーリボンズ」に寄付することで、「がん治療中の女性が自分らしさを保つための美容サポート」活動を支援しております。

一方、海外におきましては、AMaGIC社の子会社Aioi Life Insurance of Europe AGを通じて、ローンを利用してトヨタ車を購入されるユーザー向けの信用生命保険の引き受けを行っております。

この結果、当セグメントにおける生命保険料は194億円と前第2四半期連結会計期間に比べ1.4%の増収となり、経常収益は219億円、経常利益は9億円となりました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間の経常収益は2,616億円と前第2四半期連結会計期間に比べ44億円、1.7%の減収となりました。また、経常利益につきましては、前第2四半期連結会計期間に比べ27億円、35.8%増加し、104億円となりました。これに特別利益、特別損失、法人税等合計及び少数株主利益を加減した四半期純利益は65億円と前第2四半期連結会計期間に比べ32億円の増益となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間のキャッシュ・フローの状況につきましては、以下のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、81億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、261億円の収入となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、1億円の支出となりました。

これらの結果、当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、1,958億円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、グローバルに事業展開する世界トップ水準の保険・金融グループを創造して、持続的な成長と企業価値向上を実現するため、当社及びニッセイ同和損害保険株式会社は、三井住友海上グループホールディングス株式会社との間で株式交換契約を締結いたしました。また、お客様からの確かな信頼を基に発展する企業を目指し、当社は、ニッセイ同和損害保険株式会社との間で合併契約を締結いたしました。この経営統合及び合併の実現に向けた取組みにつきましては、スピード感を持って進めてまいります。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について完了したものは、次のとおりであります。

会社名 設備名	所在地	事業の種類別 セグメントの名称	内容	完了
提出会社 佐久ビル	長野県佐久市	損害保険事業	建物新築	平成21年7月
提出会社 和泉データハウス	大阪府和泉市	損害保険事業	改修工事	平成21年8月
提出会社 本社	東京都渋谷区	損害保険事業	改修工事	平成21年8月

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	2,000,000,000
計	2,000,000,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数（株） （平成21年9月30日）	提出日現在発行数（株） （平成21年11月26日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	756,201,411	756,201,411	東京証券取引所 （市場第一部） 大阪証券取引所 （市場第一部） 名古屋証券取引所 （市場第一部）	単元株式数は 1,000株であります。
計	756,201,411	756,201,411	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①平成20年6月26日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数	208個 (注) 1 参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	208,000株 (注) 2 参照
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月29日 至 平成50年7月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 543円 資本組入額 272円
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。 ③その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3 参照

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は1,000株であります。

2. 当社が株式分割、株式無償割当又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注) 2 に準じて決定します。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (7) 新株予約権の行使の条件
前記の表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。
- (8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由
当社が新株予約権を発行する場合の新株予約権の取得事由に関する以下の取扱いに準じて決定します。
- ① 当社は、新株予約権者が前記の表の「新株予約権の行使の条件」の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができます。
- イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
ロ 当社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画承認の議案
ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ③ 新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができます。

②平成21年6月25日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数	307個 (注) 1 参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	307,000株 (注) 2 参照
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月11日 至 平成51年7月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 405円 資本組入額 203円
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。 ③その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3 参照

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は1,000株であります。

2. 当社が株式分割、株式無償割当又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注) 2に準じて決定します。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (7) 新株予約権の行使の条件
前記の表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。
- (8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由
当社が新株予約権を発行する場合の新株予約権の取得事由に関する以下の取扱いに準じて決定します。
- ① 当社は、新株予約権者が前記の表の「新株予約権の行使の条件」の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができます。
- イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ロ 当社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画承認の議案
 - ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ③ 新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができます。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年7月1日～ 平成21年9月30日	—	756,201	—	100,005	—	44,081

(5) 【大株主の状況】

(平成21年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1	252,567	33.40
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行)	P. O. BOX 351 Boston Massachusetts 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋三丁目11-1)	81,049	10.72
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11-3	30,440	4.03
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-11	27,265	3.61
ビービーエイチ 493025 ブラックロック グロバル アロケーション (常任代理人 株式会社三井住 友銀行)	40 Water Street, Boston, MA 02109, U. S. A. (東京都千代田区有楽町一丁目1-2)	14,378	1.90
あいおい損害保険従業員持株会	東京都渋谷区恵比寿一丁目28-1	11,240	1.49
ダンスケバンク クライアーツ ホールディングス (常任代理人 香港上海銀行)	Holmens Kanal 2-12, 1092 Copenhagen K Denmark (東京都中央区日本橋三丁目11-1)	9,004	1.19
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8-11	8,613	1.14
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9-1	7,644	1.01
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7-1	6,488	0.86
計	—	448,691	59.33

(注) 1. 上記のほか、当社保有の自己株式が22,071千株(2.92%)あります。

2. 当社は、アーノルド・アンド・エス・ブレイクロウダー・アドバイザーズ・エルエルシーから平成20年11月14日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成20年11月11日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
アーノルド・アンド・エス・ ブレイクロウダー・アドバイ ザーズ・エルエルシー	1345 Avenue of the Americas, New York, NY 10105-4300 U. S. A.	83,725	11.07

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(平成21年9月30日現在)

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 22,071,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 731,067,000	731,067	—
単元未満株式	普通株式 3,063,411	—	—
発行済株式総数	756,201,411	—	—
総株主の議決権	—	731,067	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株含まれております。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれております。

② 【自己株式等】

(平成21年9月30日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
あいおい損害保険 株式会社	東京都渋谷区恵比寿 一丁目28番1号	22,071,000	—	22,071,000	2.92
計	—	22,071,000	—	22,071,000	2.92

(注) 上記のほか株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株あります。

なお、当該株式数は、① [発行済株式] の「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式に含まれております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高 (円)	463	482	505	461	477	471
最低 (円)	385	408	431	415	435	431

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間につきましては、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）並びに同規則第48条及び第69条の規定に基づき「保険業法施行規則」（平成8年大蔵省令第5号）に準拠して作成しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）は、改正前の中間連結財務諸表規則及び保険業法施行規則に基づき、当中間連結会計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）は、改正後の中間連結財務諸表規則及び保険業法施行規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「保険業法施行規則」（平成8年大蔵省令第5号）に準拠して作成しております。

なお、前中間会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）は、改正前の中間財務諸表等規則及び保険業法施行規則に基づき、当中間会計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）は、改正後の中間財務諸表等規則及び保険業法施行規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）の中間財務諸表については、監査法人トーマツにより中間監査を受け、当中間連結会計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）の中間財務諸表については、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

なお、有限責任監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって監査法人トーマツから名称変更しております。

1 【中間連結財務諸表】
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度の要約 連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部			
現金及び預貯金	90,017	196,484	175,202
コールローン	20,000	—	—
買現先勘定	※6 28,969	※6 6,198	※6 3,298
買入金銭債権	22,368	16,685	19,535
金銭の信託	2,312	※3 5,212	6,718
有価証券	※3 1,876,238	※3 1,721,371	※3 1,642,053
貸付金	※2, ※5 355,657	※2, ※5 351,808	※2, ※5 360,819
有形固定資産	※1 151,192	※1 150,585	※1 150,333
無形固定資産	8,320	8,761	9,045
その他資産	238,542	233,239	240,800
繰延税金資産	149,513	158,032	195,635
支払承諾見返	3,000	3,000	3,000
貸倒引当金	△1,820	△2,501	△2,280
資産の部合計	2,944,311	2,848,879	2,804,162
負債の部			
保険契約準備金	2,396,847	2,366,395	2,368,818
支払備金	326,021	308,566	313,809
責任準備金等	2,070,825	2,057,828	2,055,008
その他負債	※3 152,965	※3 117,923	※3 138,870
退職給付引当金	20,453	21,397	20,111
役員退職慰労引当金	39	62	51
賞与引当金	4,418	4,425	4,712
特別法上の準備金	7,970	1,618	1,729
価格変動準備金	7,970	1,618	1,729
支払承諾	3,000	3,000	3,000
負債の部合計	2,585,694	2,514,822	2,537,293
純資産の部			
株主資本			
資本金	100,005	100,005	100,005
資本剰余金	44,090	44,097	44,092
利益剰余金	184,096	177,206	167,394
自己株式	△7,829	△7,950	△7,946
株主資本合計	320,362	313,357	303,545
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	37,043	22,592	△33,506
為替換算調整勘定	1,007	△2,209	△3,368
評価・換算差額等合計	38,050	20,383	△36,875
新株予約権	38	147	104
少数株主持分	165	168	93
純資産の部合計	358,617	334,057	266,868
負債及び純資産の部合計	2,944,311	2,848,879	2,804,162

(2) 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度の要約 連結損益計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
経常収益	537,275	518,975	1,075,517
保険引受収益	507,068	485,378	985,723
(うち正味収入保険料)	430,476	408,633	829,147
(うち収入積立保険料)	27,065	23,995	52,954
(うち積立保険料等運用益)	11,165	9,400	20,213
(うち生命保険料)	36,203	36,905	71,249
(うち支払備金戻入額)	739	6,186	11,132
資産運用収益	28,530	31,266	87,243
(うち利息及び配当金収入)	27,468	29,054	51,007
(うち金銭の信託運用益)	22	661	38
(うち売買目的有価証券運用益)	4	—	35
(うち有価証券売却益)	12,159	3,528	56,270
(うち金融派生商品収益)	—	7,137	—
(うち積立保険料等運用益振替)	△11,165	△9,400	△20,213
その他経常収益	1,675	2,330	2,551
経常費用	525,801	491,277	1,098,545
保険引受費用	431,550	401,956	824,792
(うち正味支払保険金)	246,362	242,928	501,550
(うち損害調査費)	※1 19,112	※1 24,877	※1 37,732
(うち諸手数料及び集金費)	※1 81,985	※1 77,331	※1 156,745
(うち満期返戻金)	43,153	43,926	92,279
(うち生命保険金等)	6,375	7,824	13,957
(うち責任準備金等繰入額)	33,876	2,270	20,122
資産運用費用	14,624	6,734	113,520
(うち有価証券売却損)	1,451	1,857	12,598
(うち有価証券評価損)	5,665	3,319	62,461
(うち金融派生商品費用)	6,167	—	11,832
営業費及び一般管理費	※1 79,214	※1 81,635	※1 158,847
その他経常費用	411	950	1,385
(うち支払利息)	27	20	49
経常利益又は経常損失(△)	11,473	27,697	△23,028
特別利益	507	1,403	9,853
特別法上の準備金戻入額	—	111	5,907
価格変動準備金戻入額	—	111	5,907
その他	※2 507	※2 1,292	※2 3,946
特別損失	837	2,142	1,429
特別法上の準備金繰入額	333	—	—
価格変動準備金繰入額	333	—	—
その他	※3 504	※3 2,142	1,429
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失(△)	11,143	26,957	△14,603
法人税及び住民税等	5,239	3,810	2,485
法人税等調整額	187	5,925	△6,041
法人税等合計		9,736	△3,556
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△41	69	△103
中間純利益又は中間純損失(△)	5,757	17,152	△10,943

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の要約
	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	連結株主資本等 変動計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	100,005	100,005	100,005
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	100,005	100,005	100,005
資本剰余金			
前期末残高	44,088	44,092	44,088
当中間期変動額			
自己株式の処分	2	4	4
当中間期変動額合計	2	4	4
当中間期末残高	44,090	44,097	44,092
利益剰余金			
前期末残高	185,836	167,394	185,836
在外子会社の会計処理変更に伴う減少額	△153	—	△153
当中間期変動額			
剰余金の配当	△7,344	△7,341	△7,344
中間純利益又は中間純損失(△)	5,757	17,152	△10,943
当中間期変動額合計	△1,586	9,811	△18,288
当中間期末残高	184,096	177,206	167,394
自己株式			
前期末残高	△7,800	△7,946	△7,800
当中間期変動額			
自己株式の取得	△32	△12	△171
自己株式の処分	3	8	25
当中間期変動額合計	△28	△3	△145
当中間期末残高	△7,829	△7,950	△7,946
株主資本合計			
前期末残高	322,128	303,545	322,128
在外子会社の会計処理変更に伴う減少額	△153	—	△153
当中間期変動額			
剰余金の配当	△7,344	△7,341	△7,344
中間純利益又は中間純損失(△)	5,757	17,152	△10,943
自己株式の取得	△32	△12	△171
自己株式の処分	5	13	30
当中間期変動額合計	△1,613	9,811	△18,429
当中間期末残高	320,362	313,357	303,545
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	99,129	△33,506	99,129
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△62,086	56,098	△132,635
当中間期変動額合計	△62,086	56,098	△132,635
当中間期末残高	37,043	22,592	△33,506

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前連結会計年度の要約 連結株主資本等 変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
為替換算調整勘定			
前期末残高	927	△3,368	927
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	80	1,159	△4,296
当中間期変動額合計	80	1,159	△4,296
当中間期末残高	1,007	△2,209	△3,368
評価・換算差額等合計			
前期末残高	100,056	△36,875	100,056
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△62,005	57,258	△136,931
当中間期変動額合計	△62,005	57,258	△136,931
当中間期末残高	38,050	20,383	△36,875
新株予約権			
前期末残高	—	104	—
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	38	43	104
当中間期変動額合計	38	43	104
当中間期末残高	38	147	104
少数株主持分			
前期末残高	207	93	207
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△41	74	△113
当中間期変動額合計	△41	74	△113
当中間期末残高	165	168	93
純資産合計			
前期末残高	422,392	266,868	422,392
在外子会社の会計処理変更に伴う減少額	△153	—	△153
当中間期変動額			
剰余金の配当	△7,344	△7,341	△7,344
中間純利益又は中間純損失 (△)	5,757	17,152	△10,943
自己株式の取得	△32	△12	△171
自己株式の処分	5	13	30
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△62,008	57,376	△136,941
当中間期変動額合計	△63,621	67,188	△155,370
当中間期末残高	358,617	334,057	266,868

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)		前連結会計年度の要約 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー					
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失 (△)	11,143		26,957		△14,603
減価償却費	5,845		5,901		12,073
減損損失	139		147		665
支払備金の増減額 (△は減少)	△739		△6,186		△11,132
責任準備金等の増減額 (△は減少)	33,876		2,270		20,122
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△527		188		△58
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	492		1,285		150
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△1,191		11		△1,179
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△249		△287		44
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	333		△111		△5,907
利息及び配当金収入	△27,468		△29,054		△51,007
有価証券関係損益 (△は益)	△5,049		1,834		18,902
支払利息	27		20		49
為替差損益 (△は益)	△0		△197		2,010
有形固定資産関係損益 (△は益)	△141		△77		139
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増 減額 (△は増加)	430		6,865		△10,423
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増 減額 (△は減少)	△23,739		△9,392		△13,200
その他	7,356		△5,797		33,838
小計	535		△5,622		△19,514
利息及び配当金の受取額	26,861		28,566		50,648
利息の支払額	△27		△20		△49
法人税等の支払額	5,572		△812		5,084
営業活動によるキャッシュ・フロー	32,942		22,112		36,168
投資活動によるキャッシュ・フロー					
預貯金の純増減額 (△は増加)	△2,450		9,657		△9,383
買入金銭債権の取得による支出	△10		—		△11
買入金銭債権の売却・償還による収入	7,094		3,025		9,902
金銭の信託の増加による支出	△22		△0		△9,829
金銭の信託の減少による収入	—		2,000		5,300
有価証券の取得による支出	△282,982		△187,013		△574,544
有価証券の売却・償還による収入	268,982		183,430		643,786
貸付けによる支出	△49,912		△36,497		△98,575
貸付金の回収による収入	43,707		45,505		87,195
その他	180		1,200		△24,140
資産運用活動計	△15,411		21,306		29,700
営業活動及び資産運用活動計	17,531		43,418		65,868
有形固定資産の取得による支出	△5,348		△5,252		△10,327
有形固定資産の売却による収入	1,408		303		1,718
その他	△1,852		△829		△2,901
投資活動によるキャッシュ・フロー	△21,203		15,528		18,189

(単位：百万円)

	前連結会計年度の要約 連結キャッシュ・フロー 計算書		
	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー			
自己株式の処分による収入	5	0	30
自己株式の取得による支出	△32	△12	△171
配当金の支払額	△7,344	△7,341	△7,344
その他	△183	△252	△546
財務活動によるキャッシュ・フロー	△7,554	△7,606	△8,032
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,348	1,849	△10,247
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	2,836	31,883	36,077
現金及び現金同等物の期首残高	127,841	163,919	127,841
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 130,677	※1 195,803	※1 163,919

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社数 6社 会社名 あいおい生命保険株式会社 あいおい損保CSデスク株式会社 Aioi Motor and General Insurance Company of Europe Limited Aioi Insurance Management Limited Toyota Insurance Management Limited Aioi Life Insurance of Europe AG</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 主要な非連結子会社 あいおい損害調査株式会社 非連結子会社は、その総資産、経常収益、中間純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金等のうち持分に見合う額等からみて、企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しい会社であるため、連結の範囲から除いております。</p>	<p>(1) 連結子会社数 7社 会社名 あいおい生命保険株式会社 あいおい損保CSデスク株式会社 Aioi Motor and General Insurance Company of Europe Limited Aioi Insurance Management Limited Toyota Insurance Management Limited Aioi Life Insurance of Europe AG 愛和誼財産保険（中国）有限公司 なお、愛和誼財産保険（中国）有限公司は、当社天津支店が現地法人に変更し、平成21年4月1日より営業を開始したため、当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 同 左</p>	<p>(1) 連結子会社数 6社 会社名 あいおい生命保険株式会社 あいおい損保CSデスク株式会社 Aioi Motor and General Insurance Company of Europe Limited Aioi Insurance Management Limited Toyota Insurance Management Limited Aioi Life Insurance of Europe AG</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 主要な非連結子会社 あいおい損害調査株式会社 非連結子会社は、その総資産、経常収益、当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金等のうち持分に見合う額等からみて、企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しい会社であるため、連結の範囲から除いております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
2. 持分法の適用に関する事項	<p>非連結子会社及び関連会社（トヨタアセットマネジメント株式会社 他）については、それぞれ連結中間純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除いております。</p>	<p>同 左</p>	<p>非連結子会社及び関連会社（トヨタアセットマネジメント株式会社 他）については、それぞれ連結当期純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除いております。</p>
3. 連結子会社の中間決算日（決算日）等に関する事項	<p>在外連結子会社4社の中間決算日は6月30日ですが、中間決算日の差異が3カ月を超えていないため、中間連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の中間財務諸表を使用しております。</p> <p>なお、中間連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	<p>在外連結子会社5社の中間決算日は6月30日ですが、中間決算日の差異が3カ月を超えていないため、中間連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の中間財務諸表を使用しております。</p> <p>なお、中間連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	<p>在外連結子会社4社の決算日は12月31日ですが、決算日の差異が3カ月を超えていないため、連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用しております。</p> <p>なお、連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。</p> <p>① 売買目的有価証券の評価は、時価法によっております。</p> <p>なお、売却原価の算定は、移動平均法に基づいております。</p> <p>② 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法（定額法）によっております。</p> <p>③ その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。</p> <p>なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。</p> <p>① 同 左</p> <p>② 同 左</p> <p>③ 同 左</p>	<p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。</p> <p>① 同 左</p> <p>② 同 左</p> <p>③ その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。</p> <p>なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>④ その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法（定額法）によっております。</p> <p>⑤ 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっております。</p> <p>また、運用目的及び満期保有目的のいずれにも該当しない単独運用の金銭の信託において運用されている信託財産の評価は、その他有価証券と同じ方法によっております。</p> <p>⑥ 『保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い』（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法（定額法）によっております。</p> <p>当社及びあいおい生命保険株式会社の保有する責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は次のとおりであります。</p> <p>当社は、資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために「米国通貨建積立交通傷害保険」を小区分として設定し、この小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させる運用方針をとっております。</p>	<p>④ 同 左</p> <p>⑤ 同 左</p> <p>⑥ 『保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い』（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法（定額法）によっております。</p> <p>当社及びあいおい生命保険株式会社の保有する責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は次のとおりであります。</p> <p>当社は、資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために「米国通貨建積立交通傷害保険」を小区分として設定し、この小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させる運用方針をとっております。</p>	<p>④ 同 左</p> <p>⑤ 同 左</p> <p>⑥ 『保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い』（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法（定額法）によっております。</p> <p>当社及びあいおい生命保険株式会社の保有する責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は次のとおりであります。</p> <p>当社は、資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために「米国通貨建積立交通傷害保険」を小区分として設定し、この小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させる運用方針をとっております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>あいおい生命保険株式会社は、資産・負債のデュレーションを一致させ、金利変動リスクを回避するために、保険商品の特性を勘案し小区分（無配当個人保険、有配当個人保険、個人年金保険、一時払養老保険、外貨建個人年金保険）を設定しております。</p> <p>また、資産運用方針については各小区分に割り当てられた保険契約群についての責任準備金のデュレーションと小区分に係る責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させることとしており、定期的にこれらのデュレーションが一定幅の中で対応していることを検証しております。</p> <p>責任準備金対応債券のうち、無配当個人保険、有配当個人保険、個人年金保険の契約については、今後20年以内に生ずる保険関係収支を展開し、上記委員会報告第21号の別紙の方法（将来における一定期間内の保険収支に基づくデュレーションを勘案した方法）によりデュレーション・マッチングを行い、金利変動リスクを管理しております。その結果、各小区分のデュレーションの平均値は、保険金・経費等保険関係支出のデュレーションは7.8年、保険料等の保険関係収入のデュレーションは5.5年である一方、責任準備金対応債券のデュレーションは11.2年となっております。</p>	<p>あいおい生命保険株式会社は、資産・負債のデュレーションを一致させ、金利変動リスクを回避するために、保険商品の特性を勘案し小区分（無配当個人保険、有配当個人保険、個人年金保険、一時払養老保険、外貨建個人年金保険）を設定しております。</p> <p>また、資産運用方針については各小区分に割り当てられた保険契約群についての責任準備金のデュレーションと小区分に係る責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させることとしており、定期的にこれらのデュレーションが一定幅の中で対応していることを検証しております。</p> <p>責任準備金対応債券のうち、無配当個人保険、有配当個人保険、個人年金保険の契約については、今後20年以内に生ずる保険関係収支を展開し、上記委員会報告第21号の別紙の方法（将来における一定期間内の保険収支に基づくデュレーションを勘案した方法）によりデュレーション・マッチングを行い、金利変動リスクを管理しております。その結果、各小区分のデュレーションの平均値は、保険金・経費等保険関係支出のデュレーションは7.9年、保険料等の保険関係収入のデュレーションは5.6年である一方、責任準備金対応債券のデュレーションは11.7年となっております。</p>	<p>あいおい生命保険株式会社は、資産・負債のデュレーションを一致させ、金利変動リスクを回避するために、保険商品の特性を勘案し小区分（無配当個人保険、有配当個人保険、個人年金保険、一時払養老保険、外貨建個人年金保険）を設定しております。</p> <p>また、資産運用方針については各小区分に割り当てられた保険契約群についての責任準備金のデュレーションと小区分に係る責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させることとしており、定期的にこれらのデュレーションが一定幅の中で対応していることを検証しております。</p> <p>責任準備金対応債券のうち、無配当個人保険、有配当個人保険、個人年金保険の契約については、今後20年以内に生ずる保険関係収支を展開し、上記委員会報告第21号の別紙の方法（将来における一定期間内の保険収支に基づくデュレーションを勘案した方法）によりデュレーション・マッチングを行い、金利変動リスクを管理しております。その結果、各小区分のデュレーションの平均値は、保険金・経費等保険関係支出のデュレーションは7.9年、保険料等の保険関係収入のデュレーションは5.6年である一方、責任準備金対応債券のデュレーションは11.5年となっております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>一時払養老保険契約については、全ての保険契約に係る責任準備金に対して、また、外貨建個人年金保険契約については、据置期間中の保険契約に係る米国通貨建責任準備金に対してデュレーション・マッチングを行っております。</p>	<p>一時払養老保険契約については、全ての保険契約に係る責任準備金に対して、また、外貨建個人年金保険契約については、据置期間中の保険契約に係る米国通貨建責任準備金に対してデュレーション・マッチングを行っております。</p> <p>また、責任準備金対応債券の一部をその他有価証券に変更しております。</p> <p>これは、発行者の信用状態が悪化している債券に該当したため、有配当個人保険区分で保有する当該債券を責任準備金対応債券からその他有価証券に変更したものであります。</p> <p>この結果、有価証券が84百万円、その他有価証券評価差額金が53百万円減少し、繰延税金資産が30百万円増加しております。</p>	<p>一時払養老保険契約については、全ての保険契約に係る責任準備金に対して、また、外貨建個人年金保険契約については、据置期間中の保険契約に係る米国通貨建責任準備金に対してデュレーション・マッチングを行っております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。</p> <p>(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産（リース資産を除く） 当社及び国内連結子会社の保有する有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。</p> <p>② 無形固定資産（リース資産を除く） 当社及び国内連結子会社の保有する無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 当社及びあいおい生命保険株式会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。</p>	<p>(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左</p> <p>(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産（リース資産を除く） 同 左</p> <p>② 無形固定資産（リース資産を除く） 同 左</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同 左</p>	<p>(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左</p> <p>(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産（リース資産を除く） 同 左</p> <p>② 無形固定資産（リース資産を除く） 同 左</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同 左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。</p> <p>今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。</p> <p>また、全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各資産所管部門及び資産監査部門が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。</p> <p>海外連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別の債権について回収不能見込額を計上しております。</p>		

項目	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>② 退職給付引当金 当社及びあいおい生命保険株式会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時に一時の損益として処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>③ 役員退職慰労引当金 あいおい生命保険株式会社は、役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p> <p>④ 賞与引当金 当社及び国内連結子会社は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。</p> <p>⑤ 価格変動準備金 当社及びあいおい生命保険株式会社は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。</p>	<p>② 退職給付引当金 同 左</p> <p>③ 役員退職慰労引当金 同 左</p> <p>④ 賞与引当金 同 左</p> <p>⑤ 価格変動準備金 同 左</p>	<p>② 退職給付引当金 当社及びあいおい生命保険株式会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時に一時の損益として処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>③ 役員退職慰労引当金 あいおい生命保険株式会社は、役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>④ 賞与引当金 同 左</p> <p>⑤ 価格変動準備金 同 左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	<p>(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。</p> <p>(6) 消費税等の処理方法 当社及び国内連結子会社の消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、当社及びあいおい生命保険株式会社の損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。 なお、資産に係る控除対象外消費税等は、その他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p> <p>(7) 繰延資産の処理方法 あいおい損保CSデスク株式会社の創立費については、5年間の均等償却を行っております。</p>	<p>(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 同 左</p> <p>(6) 消費税等の処理方法 同 左</p> <p>(7) 繰延資産の処理方法 同 左</p>	<p>(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。</p> <p>(6) 消費税等の処理方法 同 左</p> <p>(8) 繰延資産の処理方法 同 左</p>
	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>同 左</p>	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(1) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用</p> <p>当中間連結会計期間から「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 「リース取引に関する会計基準」の適用</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成19年3月30日改正)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日改正)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(1) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用</p> <p>当連結会計年度から「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響額は、当該箇所に記載していません。</p> <p>(2) 「リース取引に関する会計基準」の適用</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度から、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成19年3月30日改正)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日改正)を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>

【追加情報】

<p>前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
	<p>(経営統合に関する合意)</p> <p>当社は、ニッセイ同和損害保険株式会社（以下「ニッセイ同和損保」といいます。）及び三井住友海上グループ（三井住友海上グループホールディングス株式会社（以下「三井住友海上HD」といいます。）及び三井住友海上火災保険株式会社）と経営統合に関する協議を進め、最終合意に至りました。</p> <p>これに基づき、平成21年9月30日、当社及びニッセイ同和損保は、三井住友海上HDとの間で株式交換契約を締結すると共に、当社は、ニッセイ同和損保との間で合併契約を締結いたしました。なお、契約の効力につきましては、株主総会の承認及び関係当局の認可等を前提としております。</p> <p>株式交換及び合併の目的並びに契約の概要は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 株式交換及び合併の目的</p> <p>① 株式交換の目的</p> <p>スピード感を持って飛躍的に事業基盤及び経営資源の質・量の強化・拡大を図ることにより、グローバルに事業展開する世界トップ水準の保険・金融グループを創造して、持続的な成長と企業価値向上の実現を目的とするものであります。</p> <p>② 合併の目的</p> <p>当社、ニッセイ同和損保及び三井住友海上HDの経営統合により実現する新たな保険・金融グループの中核会社としてグループ企業価値の向上を追求するため、当社及びニッセイ同和損保の強みを発揮し、お客様からの確かな信頼を基に発展することを目的とするものであります。</p>	

<p>前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
	<p>(2) 株式交換及び合併の方法</p> <p>① 株式交換の方法 当社は、三井住友海上HD（平成22年4月1日付で「MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社」（以下「MS&ADホールディングス」といいます。）へ商号変更予定）を株式交換完全親会社として株式交換を行い、同社の完全子会社となります。</p> <p>② 合併の方法 吸収合併に際して、当社を存続会社とし、ニッセイ同和損保は解散いたします。</p> <p>(3) 株式交換及び合併の期日</p> <p>① 株式交換の期日 平成22年4月1日</p> <p>② 合併の期日 平成22年10月1日</p> <p>(4) 株式交換及び合併に係る割当ての内容（株式交換比率）</p> <p>① 株式交換に係る割当ての内容 株式交換に際して、当社の普通株式1株に対して三井住友海上HDの普通株式0.190株が割当て交付されます。</p> <p>② 合併に係る割当ての内容 三井住友海上HDとの間の株式交換契約に基づき、当社及びニッセイ同和損保が共にMS&ADホールディングス（現 三井住友海上HD）の完全子会社となった後に行われる合併であるため、当社からニッセイ同和損保の株主に対して当社株式その他の金銭等の割当て交付はありません。</p> <p>(5) 株式交換に伴う新株予約権の取扱い 当社は、株式交換期日の前日までに、発行済みの新株予約権をすべて無償で取得し消却いたします。</p>	

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(6) 株式交換の割当ての内容の算定根拠</p> <p>当社及び三井住友海上HDは、株式交換比率の算定にあたって公正性・妥当性を確保するため、当社は野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）及びモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「モルガン・スタンレー」といいます。）に対し、三井住友海上HDは日興シティグループ証券株式会社（現 シティグループ証券株式会社。以下「シティグループ」といいます。）に対し、それぞれ自らが当事者となる経営統合に係る株式交換比率の算定を依頼いたしました。</p> <p>当社は野村証券及びモルガン・スタンレーによる算定結果を参考に、三井住友海上HDはシティグループによる算定結果を参考に、それぞれ2社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、2社で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、上記株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、上記株式交換比率を合意・決定いたしました。</p> <p>また、当社は野村証券及びモルガン・スタンレーから、三井住友海上HDはシティグループから、それぞれ自らが当事者となる株式交換比率が財務的見地から妥当である旨の評価を受けております。</p> <p>(7) 株式交換完全親会社及び合併存続会社の概要</p> <p>① 株式交換完全親会社</p> <p>商号 MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社（現：三井住友海上グループホールディングス株式会社）</p> <p>資本金 100,000百万円</p> <p>事業の内容 保険持株会社</p> <p>② 合併存続会社</p> <p>商号 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（現：あいおい損害保険株式会社）</p> <p>資本金 100,005百万円</p> <p>事業の内容 損害保険事業</p>	

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は169,100百万円であります。</p> <p>※2.</p> <p>(1) 貸付金のうち、破綻先債権額は26百万円、延滞債権額は2,974百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は907百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は175,689百万円であります。</p> <p>※2.</p> <p>(1) 貸付金のうち、破綻先債権額は38百万円、延滞債権額は2,462百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまで（貸倒引当金勘定への繰入限度額）に掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,222百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は171,646百万円であります。</p> <p>※2.</p> <p>(1) 貸付金のうち、破綻先債権額は39百万円、延滞債権額は1,548百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまで（貸倒引当金勘定への繰入限度額）に掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,342百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は221百万円であります。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は4,129百万円であります。</p> <p>※3. 担保に供している資産は、有価証券59,698百万円であります。これは、その他負債に計上した借入金55百万円の担保のほか、信用状発行の担保及びデリバティブ取引の担保等として差し入れているものであります。</p>	<p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は719百万円であります。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は4,444百万円であります。</p> <p>※3. 担保に供している資産は、有価証券49,758百万円及び金銭の信託1,847百万円であります。これは、その他負債に計上した借入金45百万円の担保のほか、信用状発行の担保、デリバティブ取引の担保及び海外営業のための供託資産等として差し入れているものであります。</p>	<p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は745百万円であります。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は3,676百万円であります。</p> <p>※3. 担保に供している資産は、有価証券48,845百万円であります。これは、その他負債に計上した借入金47百万円の担保のほか、信用状発行の担保及びデリバティブ取引の担保等として差し入れているものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>4. 債務保証及び保証類似行為は、次のとおりであります。 (債務保証) 当社は、子会社であるAioi Insurance Company of Americaの保険引受に関して、3,414百万円の保証を行っております。 (保証類似行為) 当社は、子会社であるDTRIC Insurance Company, Limitedとの間で、同社の純資産額が一定水準を下回った場合、又は債務の支払いに必要な流動資産が不足した場合に、同社に対して資金を提供すること等を約したギャランティー・アグリーメントを締結しております。なお、本契約は同社の債務支払いに関して保証を行うものではありません。 当中間連結会計期間末において同社の純資産額は一定水準を超えており、かつ流動資産の不足も発生しておりません。また、同社の当中間連結会計期間末における負債合計は5,414百万円、資産合計は8,597百万円であります。</p> <p>※5. 貸付金に係るコミットメント契約の融資未実行残高は10,866百万円であります。 なお、貸付金に係るコミットメント契約とは、借手から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り一定の限度額まで資金を貸し付けることを約した契約であります。</p> <p>※6. 現先取引により受け入れているコマーシャルペーパーのうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有するものは28,971百万円であり、全て自己保有しております。</p>	<p>4. 債務保証及び保証類似行為は、次のとおりであります。 (債務保証) 当社は、子会社であるAioi Insurance Company of Americaの保険引受に関して、2,296百万円の保証を行っております。 (保証類似行為) 当社は、子会社であるDTRIC Insurance Company, Limitedとの間で、同社の純資産額が一定水準を下回った場合、又は債務の支払いに必要な流動資産が不足した場合に、同社に対して資金を提供すること等を約したギャランティー・アグリーメントを締結しております。なお、本契約は同社の債務支払いに関して保証を行うものではありません。 当中間連結会計期間末において同社の純資産額は一定水準を超えており、かつ流動資産の不足も発生しておりません。また、同社の当中間連結会計期間末における負債合計は4,587百万円、資産合計は7,033百万円であります。</p> <p>※5. 貸付金に係るコミットメント契約の融資未実行残高は10,608百万円であります。 なお、貸付金に係るコミットメント契約とは、借手から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り一定の限度額まで資金を貸し付けることを約した契約であります。</p> <p>※6. 現先取引により受け入れているコマーシャルペーパーのうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有するものは6,199百万円であり、全て自己保有しております。</p>	<p>4. 債務保証及び保証類似行為は、次のとおりであります。 (債務保証) 当社は、子会社であるAioi Insurance Company of Americaの保険引受に関して、3,251百万円の保証を行っております。 (保証類似行為) 当社は、子会社であるDTRIC Insurance Company, Limitedとの間で、同社の純資産額が一定水準を下回った場合、又は債務の支払いに必要な流動資産が不足した場合に、同社に対して資金を提供すること等を約したギャランティー・アグリーメントを締結しております。なお、本契約は同社の債務支払いに関して保証を行うものではありません。 当連結会計年度末において同社の純資産額は一定水準を超えており、かつ流動資産の不足も発生しておりません。また、同社の当連結会計年度末における負債合計は4,973百万円、資産合計は7,779百万円であります。</p> <p>※5. 貸付金に係るコミットメント契約の融資未実行残高は11,116百万円であります。 なお、貸付金に係るコミットメント契約とは、借手から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り一定の限度額まで資金を貸し付けることを約した契約であります。</p> <p>※6. 現先取引により受け入れているコマーシャルペーパーのうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有するものは3,299百万円であり、全て自己保有しております。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>※1. 事業費の主な内訳は、次のとおりであります。</p> <p>代理店手数料等 72,328百万円 給与 36,347百万円</p> <p>なお、事業費は中間連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計であります。</p> <p>※2. 特別利益のその他は、固定資産処分益であります。</p> <p>※3. 特別損失のその他は、固定資産処分損364百万円及び減損損失139百万円であります。</p>	<p>※1. 事業費の主な内訳は、次のとおりであります。</p> <p>代理店手数料等 69,607百万円 給与 36,724百万円</p> <p>なお、事業費は中間連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計であります。</p> <p>※2. 特別利益のその他は、固定資産処分益であります。</p> <p>※3. 特別損失のその他には、経営統合関連費用1,830百万円を含んでおります。</p>	<p>※1. 事業費の主な内訳は、次のとおりであります。</p> <p>代理店手数料等 142,023百万円 給与 75,481百万円</p> <p>なお、事業費は連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計であります。</p> <p>※2. 特別利益のその他には、フォートレス・リー関連訴訟の和解金として受け取った3,321百万円を含んでおります。</p> <p>—————</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数 (千株)	当中間連結会計期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計期間末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	756,201	—	—	756,201
自己株式				
普通株式	21,752	57	10	21,799

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加57千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少10千株は、単元未満株式を有する株主からの買増請求による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当中間連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	38

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	7,344百万円	10円	平成20年3月31日	平成20年6月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数 (千株)	当中間連結会計期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計期間末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	756,201	—	—	756,201
自己株式				
普通株式	22,067	28	24	22,071

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加28千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少24千株は、新株予約権の権利行使による減少24千株、単元未満株式を有する株主からの買増請求による減少0千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当中間連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	147

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	7,341百万円	10円	平成21年3月31日	平成21年6月26日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（千株）	当連結会計年度増 加株式数（千株）	当連結会計年度減 少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	756,201	—	—	756,201
自己株式				
普通株式	21,752	387	71	22,067

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加387千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少71千株は、単元未満株式を有する株主からの買増請求による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末 残高（百万円）
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	104

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	7,344百万円	10円	平成20年3月31日	平成20年6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	7,341百万円	利益剰余金	10円	平成21年3月31日	平成21年6月26日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																														
<p>※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。</p> <p>(平成20年9月30日) (単位 百万円)</p> <table> <tr><td>現金及び預貯金</td><td>90,017</td></tr> <tr><td>コールローン</td><td>20,000</td></tr> <tr><td>買現先勘定</td><td>28,969</td></tr> <tr><td>預入期間が3カ月を超える定期預金</td><td>△8,309</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>130,677</td></tr> </table> <p>2. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。</p>	現金及び預貯金	90,017	コールローン	20,000	買現先勘定	28,969	預入期間が3カ月を超える定期預金	△8,309	現金及び現金同等物	130,677	<p>※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。</p> <p>(平成21年9月30日) (単位 百万円)</p> <table> <tr><td>現金及び預貯金</td><td>196,484</td></tr> <tr><td>買現先勘定</td><td>6,198</td></tr> <tr><td>当座借越</td><td>△24</td></tr> <tr><td>預入期間が3カ月を超える定期預金</td><td>△6,855</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>195,803</td></tr> </table> <p>2. 同 左</p>	現金及び預貯金	196,484	買現先勘定	6,198	当座借越	△24	預入期間が3カ月を超える定期預金	△6,855	現金及び現金同等物	195,803	<p>※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。</p> <p>(平成21年3月31日) (単位 百万円)</p> <table> <tr><td>現金及び預貯金</td><td>175,202</td></tr> <tr><td>買現先勘定</td><td>3,298</td></tr> <tr><td>当座借越</td><td>△6</td></tr> <tr><td>預入期間が3カ月を超える定期預金</td><td>△14,575</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>163,919</td></tr> </table> <p>2. 同 左</p>	現金及び預貯金	175,202	買現先勘定	3,298	当座借越	△6	預入期間が3カ月を超える定期預金	△14,575	現金及び現金同等物	163,919
現金及び預貯金	90,017																															
コールローン	20,000																															
買現先勘定	28,969																															
預入期間が3カ月を超える定期預金	△8,309																															
現金及び現金同等物	130,677																															
現金及び預貯金	196,484																															
買現先勘定	6,198																															
当座借越	△24																															
預入期間が3カ月を超える定期預金	△6,855																															
現金及び現金同等物	195,803																															
現金及び預貯金	175,202																															
買現先勘定	3,298																															
当座借越	△6																															
預入期間が3カ月を超える定期預金	△14,575																															
現金及び現金同等物	163,919																															

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																														
<p>オペレーティング・リース取引</p> <hr/> <p><貸手側> オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>94百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>316百万円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>411百万円</td></tr> </table>	1年内	94百万円	1年超	316百万円	合 計	411百万円	<p>オペレーティング・リース取引</p> <p><借手側> オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>203百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>485百万円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>689百万円</td></tr> </table> <p><貸手側> オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>94百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>221百万円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>316百万円</td></tr> </table>	1年内	203百万円	1年超	485百万円	合 計	689百万円	1年内	94百万円	1年超	221百万円	合 計	316百万円	<p>オペレーティング・リース取引</p> <p><借手側> オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>184百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>445百万円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>630百万円</td></tr> </table> <p><貸手側> オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>94百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>268百万円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>363百万円</td></tr> </table>	1年内	184百万円	1年超	445百万円	合 計	630百万円	1年内	94百万円	1年超	268百万円	合 計	363百万円
1年内	94百万円																															
1年超	316百万円																															
合 計	411百万円																															
1年内	203百万円																															
1年超	485百万円																															
合 計	689百万円																															
1年内	94百万円																															
1年超	221百万円																															
合 計	316百万円																															
1年内	184百万円																															
1年超	445百万円																															
合 計	630百万円																															
1年内	94百万円																															
1年超	268百万円																															
合 計	363百万円																															

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

2. 責任準備金対応債券で時価のあるもの

種類	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)			当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)			前連結会計年度末 (平成21年3月31日)		
	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)	連結貸借 対 照 表 計 上 額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
公社債	286,796	291,457	4,661	292,427	303,037	10,610	299,974	309,108	9,133
外国証券	3,214	3,334	120	2,891	3,073	182	3,253	3,497	244
合計	290,010	294,792	4,782	295,318	306,111	10,792	303,227	312,605	9,377

3. その他有価証券で時価のあるもの

種類	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)			当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)			前連結会計年度末 (平成21年3月31日)		
	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	差 額 (百万円)	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	差 額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借 対 照 表 計 上 額 (百万円)	差 額 (百万円)
公社債	761,240	764,885	3,645	594,490	608,210	13,720	610,967	618,938	7,971
株式	234,685	347,262	112,576	265,636	320,818	55,182	269,329	269,305	△23
外国証券	394,842	354,474	△40,367	401,132	372,462	△28,669	349,833	309,365	△40,468
その他	123,334	105,590	△17,743	92,461	87,946	△4,514	136,422	116,720	△19,701
合計	1,514,101	1,572,212	58,110	1,353,720	1,389,438	35,718	1,366,552	1,314,330	△52,221

(注)

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
中間連結貸借対照表において買入金銭債権として処理されている貸付債権信託受益権等を「その他」に含めております。	同 左	連結貸借対照表において買入金銭債権として処理されている貸付債権信託受益権等を「その他」に含めております。

4. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
(1) 満期保有目的の債券 公社債 207百万円 (2) その他有価証券 株式 16,297百万円 その他 6,023百万円 (注) 中間連結貸借対照表において買入金銭債権として処理されている不動産信託受益権等を「その他」に含めております。	(1) 満期保有目的の債券 公社債 32百万円 (2) その他有価証券 公社債 2,000百万円 株式 27,915百万円 外国証券 8,800百万円 その他 4,724百万円 (注) 同 左	(1) 満期保有目的の債券 公社債 119百万円 (2) その他有価証券 株式 26,381百万円 外国証券 3,800百万円 その他 4,898百万円 (注) 連結貸借対照表において買入金銭債権として処理されている不動産信託受益権等を「その他」に含めております。

5. その他有価証券の減損

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
当社において、その他有価証券について5,665百万円の減損処理を行っております。 なお、当社及び国内連結子会社は、時価のあるその他有価証券の減損処理にあたって、原則として、中間連結会計期間末の時価が取得原価に比べて30%以上下落したもの全てを対象としております。	当社において、その他有価証券について3,319百万円の減損処理を行っております。 なお、当社及び国内連結子会社は、時価のあるその他有価証券の減損処理にあたって、原則として、中間連結会計期間末の時価が取得原価に比べて30%以上下落したもの全てを対象としております。	当社において、その他有価証券について62,461百万円の減損処理を行っております。 なお、当社及び国内連結子会社は、時価のあるその他有価証券の減損処理にあたって、原則として、期末日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したもの全てを対象としております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2. 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)			当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)			前連結会計年度末 (平成21年3月31日)		
	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
金銭の信託	2,214	2,112	△101	2,222	1,847	△375	2,221	2,010	△211

(デリバティブ取引関係)

対象物の種類	取引の種類	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)			当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)			前連結会計年度末 (平成21年3月31日)		
		契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引									
	買建	80,277	77,695	△2,582	42,781	41,853	△927	45,622	46,555	933
金利	金利スワップ 取引	3,500	98	98	2,500	125	125	3,500	156	156
その他	クレジットデ リバティブ取 引									
	売建	152,876	△49,329	△49,329	84,275	△23,929	△23,929	85,811	△31,435	△31,435
	合計	—	—	△51,812	—	—	△24,731	—	—	△30,345

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1. スtock・オプションに係る当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業費及び一般管理費 38百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

発行決議の日	平成20年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社：取締役11名、執行役員23名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注)	普通株式235,000株
付与日	平成20年7月28日
権利確定条件	権利は付与時に確定する。 ただし、平成21年6月末日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合には、ストック・オプションの割当個数に平成20年7月から当該地位喪失日を含む月までの当社の取締役及び執行役員の在任月数を乗じた数を12で除した数 (1個未満はこれを切り上げる。) のストック・オプションを継続保有するものとし、割当個数のうちの残りのストック・オプションを当該地位喪失日以降行使することができなくなり、放棄するものとする。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	平成20年7月29日から平成50年7月28日 ただし、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内。 上記に係らず、当社が消滅会社となる合併契約書の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合 (株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会の決定がなされた場合)、当該承認日の翌日から30日間以内。
権利行使価格	1円
付与日における公正な評価単価	542円

(注) 株式数に換算して記載しております。

当中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

1. ストック・オプションに係る当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業費及び一般管理費 56百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

発行決議の日	平成21年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当社：取締役11名、執行役員23名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）	普通株式307,000株
付与日	平成21年7月10日
権利確定条件	権利は付与時に確定する。 ただし、平成22年6月末日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合には、ストック・オプションの割当個数に平成21年7月から当該地位喪失日を含む月までの当社の取締役及び執行役員の在任月数を乗じた数を12で除した数（1個未満はこれを切り上げる。）のストック・オプションを継続保有するものとし、割当個数のうちの残りのストック・オプションを当該地位喪失日以降行使することができなくなり、放棄するものとする。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	平成21年7月11日から平成51年7月10日 ただし、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内。 上記に係らず、当社が消滅会社となる合併契約書の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間以内。
権利行使価格	1円
付与日における公正な評価単価	404円

（注）株式数に換算して記載しております。

前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業費及び一般管理費

104百万円

2. 当連結会計年度において存在したストック・オプションの内容

発行決議の日	平成20年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社：取締役11名、執行役員23名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）	普通株式235,000株
付与日	平成20年7月28日
権利確定条件	権利は付与時に確定する。 ただし、平成21年6月末日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合には、ストック・オプションの割当個数に平成20年7月から当該地位喪失日を含む月までの当社の取締役及び執行役員の在任月数を乗じた数を12で除した数（1個未満はこれを切り上げる。）のストック・オプションを継続保有するものとし、割当個数のうちの残りのストック・オプションを当該地位喪失日以降行使することができなくなり、放棄するものとする。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	平成20年7月29日から平成50年7月28日 ただし、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内。 上記に係らず、当社が消滅会社となる合併契約書の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間以内。
権利行使価格	1円
付与日における公正な評価単価	542円

（注）株式数に換算して記載しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	損害保険事業 (百万円)	生命保険事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益及び経常損益					
経常収益					
(1) 外部顧客に対する経常収益	496,913	40,429	537,343	△68	537,275
(2) セグメント間の内部経常収益	608	57	665	△665	—
計	497,522	40,487	538,009	△734	537,275
経常費用	487,086	39,449	526,536	△734	525,801
経常利益	10,435	1,038	11,473	△0	11,473

(注) 1. 事業区分は、当社及び連結子会社における業務の実態を勘案して区分しております。

2. 各事業区分の主要な事業内容

損害保険事業・・・損害保険引受業務及び資産運用業務

生命保険事業・・・生命保険引受業務及び資産運用業務

3. 当中間連結会計期間における外部顧客に対する経常収益の消去欄の金額のうち主なものは、損害保険事業セグメントに係る経常費用のうちの為替差損を中間連結損益計算書上は経常収益のうちの為替差益に含めて表示したことによる振替額であります。

当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	損害保険事業 (百万円)	生命保険事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益及び経常損益					
経常収益					
(1) 外部顧客に対する経常収益	496,420	41,535	537,955	△18,980	518,975
(2) セグメント間の内部経常収益	573	76	649	△649	—
計	496,993	41,611	538,605	△19,630	518,975
経常費用	471,182	39,725	510,908	△19,630	491,277
経常利益	25,811	1,885	27,697	0	27,697

(注) 1. 事業区分は、当社及び連結子会社における業務の実態を勘案して区分しております。

2. 各事業区分の主要な事業内容

損害保険事業・・・損害保険引受業務及び資産運用業務

生命保険事業・・・生命保険引受業務及び資産運用業務

3. 当中間連結会計期間における外部顧客に対する経常収益の消去欄の金額のうち主なものは、損害保険事業セグメントに係る経常収益のうちの責任準備金等戻入額を中間連結損益計算書上は経常費用のうちの責任準備金等繰入額に含めて表示したことによる振替額であります。

前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

	損害保険事業 (百万円)	生命保険事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益及び経常損益					
経常収益					
(1) 外部顧客に対する経常収益	1,020,848	79,824	1,100,672	△25,154	1,075,517
(2) セグメント間の内部経常収益	1,225	145	1,371	△1,371	—
計	1,022,073	79,969	1,102,043	△26,525	1,075,517
経常費用	1,046,075	78,996	1,125,071	△26,525	1,098,545
経常利益又は経常損失（△）	△24,001	973	△23,028	△0	△23,028

(注) 1. 事業区分は、当社及び連結子会社における業務の実態を勘案して区分しております。

2. 各事業区分の主要な事業内容

損害保険事業・・・損害保険引受業務及び資産運用業務

生命保険事業・・・生命保険引受業務及び資産運用業務

3. 当連結会計年度における外部顧客に対する経常収益の消去欄の金額のうち主なものは、損害保険事業セグメントに係る経常収益のうちの責任準備金等戻入額を連結損益計算書上は経常費用のうちの責任準備金繰入額に含めて表示したことによる振替額であります。

4. 会計方針の変更

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用)

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度から「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。この結果、従来の方法に比べ生命保険事業セグメントに係る経常利益が149百万円減少しております。なお、損害保険事業セグメントの影響額は軽微であります。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

全セグメントの経常収益の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

全セグメントの経常収益の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

海外売上高（経常収益）が、連結売上高（経常収益）の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

海外売上高（経常収益）が、連結売上高（経常収益）の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

海外売上高（経常収益）が、連結売上高（経常収益）の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 488.03円	1株当たり純資産額 454.60円	1株当たり純資産額 363.24円
1株当たり中間純利益 7.83円	1株当たり中間純利益 23.36円	1株当たり当期純損失 14.90円
潜在株式調整後1株当たり中間純利益 7.83円	潜在株式調整後1株当たり中間純利益 23.35円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当期純損失が計上されているため記載していません。

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	358,617	334,057	266,868
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	204	316	197
(うち新株予約権) (百万円)	(38)	(147)	(104)
(うち少数株主持分) (百万円)	(165)	(168)	(93)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (百万円)	358,412	333,740	266,670
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数 (株)	734,402,280	734,129,674	734,133,480

2. 1株当たり中間(当期)純利益(△損失)及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益(△損失)			
中間(当期)純利益(△損失) (百万円)	5,757	17,152	△10,943
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益(△損失) (百万円)	5,757	17,152	△10,943
普通株式の期中平均株式数 (株)	734,431,328	734,139,479	734,318,437
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益調整額 (百万円)	—	—	—
普通株式増加数 (株)	25,170	250,658	—
(うち新株予約権) (株)	(25,170)	(250,658)	(—)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—	ストック・オプション192,000株 概要は「ストック・オプション等関係」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

(1) 第2四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書については、中間監査又は四半期レビューを受けておりません。

（単位：百万円）

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
経常収益	266,125	261,666
保険引受収益	252,546	248,092
(うち正味収入保険料)	(213,959)	(205,435)
(うち収入積立保険料)	(14,694)	(12,808)
(うち積立保険料等運用益)	(5,505)	(4,458)
(うち生命保険料)	(19,101)	(19,362)
(うち支払備金戻入額)	(739)	(5,892)
資産運用収益	13,073	12,020
(うち利息及び配当金収入)	(11,602)	(13,574)
(うち金銭の信託運用益)	(10)	(1)
(うち売買目的有価証券運用益)	(△2)	(-)
(うち有価証券売却益)	(8,011)	(1,734)
(うち金融派生商品収益)	(-)	(1,521)
(うち積立保険料等運用益振替)	(△5,505)	(△4,458)
その他経常収益	505	1,553
経常費用	258,404	251,183
保険引受費用	212,866	204,421
(うち正味支払保険金)	(128,308)	(123,672)
(うち損害調査費)	(9,075)	(15,200)
(うち諸手数料及び集金費)	(39,313)	(37,873)
(うち満期返戻金)	(23,774)	(23,294)
(うち生命保険金等)	(3,053)	(3,920)
(うち支払備金繰入額)	(△1,676)	(-)
(うち責任準備金等繰入額)	(10,776)	(△1,635)
資産運用費用	6,859	4,309
(うち有価証券売却損)	(1,058)	(1,027)
(うち有価証券評価損)	(4,118)	(2,023)
(うち金融派生商品費用)	(405)	(-)
営業費及び一般管理費	38,539	41,609
その他経常費用	138	844
(うち支払利息)	(12)	(9)
経常利益	7,720	10,483
特別利益	122	1,381
特別法上の準備金戻入額	-	111
価格変動準備金戻入額	-	111
その他	122	1,270
特別損失	276	1,426
特別法上の準備金繰入額	△1	△331
価格変動準備金繰入額	△1	△331
その他	277	1,757
税金等調整前四半期純利益	7,566	10,438
法人税及び住民税等	△332	3,716
法人税等調整額	4,614	59
法人税等合計		3,776
少数株主利益又は少数株主損失 (△)	△37	83
四半期純利益	3,322	6,578

(注) 上記は、中間連結損益計算書の金額から第1四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書の金額を差し引いて作成しております。

(セグメント情報)

[事業の種類別セグメント情報]

前第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	損害保険事業 (百万円)	生命保険事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益	245,103	21,416	266,520	△394	266,125
経常利益	6,959	761	7,721	△0	7,720

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

	損害保険事業 (百万円)	生命保険事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益	253,178	21,920	275,099	△13,432	261,666
経常利益	9,530	952	10,483	△0	10,483

[所在地別セグメント情報]

前第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

[海外売上高]

前第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

海外売上高(経常収益)が、連結売上高(経常収益)の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

海外売上高(経常収益)が、連結売上高(経常収益)の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	
1株当たり四半期純利益	4.52円	1株当たり四半期純利益	8.96円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	4.52円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	8.95円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
1株当たり四半期純利益		
四半期純利益 (百万円)	3,322	6,578
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	3,322	6,578
普通株式の期中平均株式数 (株)	734,417,501	734,135,926
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (株)	50,068	285,852
(うち新株予約権) (株)	(50,068)	(285,852)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(2) その他

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度の要約 貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部			
現金及び預貯金	61,762	164,206	155,529
コールローン	20,000	—	—
買現先勘定	※9 19,980	—	—
買入金銭債権	22,368	16,685	19,535
金銭の信託	2,312	※3 5,212	6,718
有価証券	※3 1,572,241	※3 1,383,470	※3 1,314,157
貸付金	※5, ※6 345,567	※5, ※6 339,960	※5, ※6 349,470
有形固定資産	※1 149,872	※1 149,399	※1 149,165
無形固定資産	5,635	5,794	6,048
その他資産	※2 223,459	※2 215,755	226,121
繰延税金資産	146,158	154,811	192,140
支払承諾見返	3,000	3,000	3,000
貸倒引当金	△1,698	△2,379	△2,127
資産の部合計	2,570,659	2,435,918	2,419,760
負債の部			
保険契約準備金	2,012,583	1,940,715	1,968,852
支払備金	※7 313,984	※7 296,494	※7 303,661
責任準備金	※8 1,698,599	※8 1,644,221	※8 1,665,191
その他負債	※3 143,913	※3 108,703	※3 130,508
未払法人税等	5,320	4,380	1,920
リース債務	404	234	298
その他の負債	138,189	104,088	128,289
退職給付引当金	20,313	21,213	19,952
賞与引当金	4,199	4,197	4,457
特別法上の準備金	7,543	1,109	1,262
価格変動準備金	7,543	1,109	1,262
支払承諾	3,000	3,000	3,000
負債の部合計	2,191,553	2,078,939	2,128,033
純資産の部			
株主資本			
資本金	100,005	100,005	100,005
資本剰余金			
資本準備金	44,081	44,081	44,081
その他資本剰余金	8	15	11
資本剰余金合計	44,090	44,097	44,092
利益剰余金			
利益準備金	33,995	35,464	33,995
その他利益剰余金	172,644	164,549	156,500
配当引当積立金	38,640	31,298	38,640
保険契約特別積立金	25,070	25,070	25,070
圧縮記帳積立金	3,713	3,896	3,896
特別積立金	84,985	75,434	84,985
繰越利益剰余金	20,235	28,849	3,908
利益剰余金合計	206,640	200,013	190,496
自己株式	△7,829	△7,950	△7,946
株主資本合計	342,905	336,164	326,647
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	36,161	20,665	△35,023
評価・換算差額等合計	36,161	20,665	△35,023
新株予約権	38	147	104
純資産の部合計	379,105	356,978	291,727
負債及び純資産の部合計	2,570,659	2,435,918	2,419,760

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度の要約 損益計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
経常収益	484,494	487,999	1,009,647
保険引受収益	458,352	459,166	927,934
(うち正味収入保険料)	※1 418,044	※1 397,899	※1 816,693
(うち収入積立保険料)	27,065	23,995	52,954
(うち積立保険料等運用益)	11,165	9,400	20,213
(うち支払備金戻入額)	※4 688	※4 6,959	※4 11,011
(うち責任準備金戻入額)	—	※5 20,720	※5 26,654
資産運用収益	24,368	26,851	79,174
(うち利息及び配当金収入)	※6 23,315	※6 24,814	※6 42,982
(うち金銭の信託運用益)	22	661	38
(うち売買目的有価証券運用益)	2	—	28
(うち有価証券売却益)	12,151	3,049	56,236
(うち金融派生商品収益)	—	7,137	—
(うち積立保険料等運用益振替)	△11,165	△9,400	△20,213
その他経常収益	1,773	1,981	2,538
経常費用	471,197	460,351	1,030,006
保険引受費用	383,113	378,298	769,208
(うち正味支払保険金)	※2 239,659	※2 236,784	※2 493,549
(うち損害調査費)	18,515	24,457	37,008
(うち諸手数料及び集金費)	※3 74,389	※3 70,415	※3 144,132
(うち満期返戻金)	43,153	43,926	92,279
(うち責任準備金繰入額)	※5 6,753	—	—
資産運用費用	15,034	6,258	113,130
(うち売買目的有価証券運用損)	—	3	—
(うち有価証券売却損)	1,441	1,381	12,242
(うち有価証券評価損)	5,665	3,319	62,461
(うち金融派生商品費用)	6,166	—	11,832
営業費及び一般管理費	72,671	74,800	146,481
その他経常費用	379	994	1,186
(うち支払利息)	1	0	2
経常利益又は経常損失 (△)	13,296	27,647	△20,359
特別利益	506	395	9,932
特別法上の準備金戻入額	—	152	5,987
価格変動準備金戻入額	—	152	5,987
その他	※7 506	※7 242	※7 3,945
特別損失	2,318	2,142	3,262
特別法上の準備金繰入額	293	—	—
価格変動準備金繰入額	293	—	—
その他	※8 2,024	※8 2,142	※8 3,262
税引前中間純利益又は税引前中間純損失 (△)	11,483	25,900	△13,689
法人税及び住民税	5,203	3,175	1,940
法人税等調整額	△312	5,867	△6,078
法人税等合計		9,042	△4,138
中間純利益又は中間純損失 (△)	6,593	16,858	△9,550

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	100,005	100,005	100,005
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	100,005	100,005	100,005
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	44,081	44,081	44,081
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	44,081	44,081	44,081
その他資本剰余金			
前期末残高	6	11	6
当中間期変動額			
自己株式の処分	2	4	4
当中間期変動額合計	2	4	4
当中間期末残高	8	15	11
資本剰余金合計			
前期末残高	44,088	44,092	44,088
当中間期変動額			
自己株式の処分	2	4	4
当中間期変動額合計	2	4	4
当中間期末残高	44,090	44,097	44,092
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	32,526	33,995	32,526
当中間期変動額			
剰余金の配当	1,468	1,468	1,468
当中間期変動額合計	1,468	1,468	1,468
当中間期末残高	33,995	35,464	33,995
その他利益剰余金			
配当引当積立金			
前期末残高	38,640	38,640	38,640
当中間期変動額			
配当引当積立金の取崩	—	△7,341	—
当中間期変動額合計	—	△7,341	—
当中間期末残高	38,640	31,298	38,640
保険契約特別積立金			
前期末残高	25,070	25,070	25,070
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	25,070	25,070	25,070

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
圧縮記帳積立金			
前期末残高	3,271	3,896	3,271
当中間期変動額			
圧縮記帳積立金の積立	471	28	685
圧縮記帳積立金の取崩	△28	△29	△59
当中間期変動額合計	442	△0	625
当中間期末残高	3,713	3,896	3,896
圧縮特別勘定積立金			
前期末残高	471		471
当中間期変動額			
圧縮特別勘定積立金の取崩	△471	—	△471
当中間期変動額合計	△471	—	△471
特別積立金			
前期末残高	84,985	84,985	84,985
当中間期変動額			
特別積立金の取崩	—	△9,550	—
当中間期変動額合計	—	△9,550	—
当中間期末残高	84,985	75,434	84,985
繰越利益剰余金			
前期末残高	22,427	3,908	22,427
当中間期変動額			
剰余金の配当	△8,813	△8,809	△8,813
配当引当積立金の取崩	—	7,341	—
圧縮記帳積立金の積立	△471	△28	△685
圧縮記帳積立金の取崩	28	29	59
圧縮特別勘定積立金の取崩	471	—	471
特別積立金の取崩	—	9,550	—
中間純利益又は中間純損失 (△)	6,593	16,858	△9,550
当中間期変動額合計	△2,191	24,941	△18,518
当中間期末残高	20,235	28,849	3,908
利益剰余金合計			
前期末残高	207,391	190,496	207,391
当中間期変動額			
剰余金の配当	△7,344	△7,341	△7,344
中間純利益又は中間純損失 (△)	6,593	16,858	△9,550
当中間期変動額合計	△751	9,517	△16,895
当中間期末残高	206,640	200,013	190,496
自己株式			
前期末残高	△7,800	△7,946	△7,800
当中間期変動額			
自己株式の取得	△32	△12	△171
自己株式の処分	3	8	25
当中間期変動額合計	△28	△3	△145
当中間期末残高	△7,829	△7,950	△7,946

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本合計			
前期末残高	343,683	326,647	343,683
当中間期変動額			
剰余金の配当	△7,344	△7,341	△7,344
中間純利益又は中間純損失(△)	6,593	16,858	△9,550
自己株式の取得	△32	△12	△171
自己株式の処分	5	13	30
当中間期変動額合計	△777	9,517	△17,036
当中間期末残高	342,905	336,164	326,647
評価・換算差額等			
 その他有価証券評価差額金			
前期末残高	97,422	△35,023	97,422
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△61,261	55,689	△132,446
当中間期変動額合計	△61,261	55,689	△132,446
当中間期末残高	36,161	20,665	△35,023
評価・換算差額等合計			
前期末残高	97,422	△35,023	97,422
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△61,261	55,689	△132,446
当中間期変動額合計	△61,261	55,689	△132,446
当中間期末残高	36,161	20,665	△35,023
新株予約権			
前期末残高	—	104	—
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	38	43	104
当中間期変動額合計	38	43	104
当中間期末残高	38	147	104
純資産合計			
前期末残高	441,106	291,727	441,106
当中間期変動額			
剰余金の配当	△7,344	△7,341	△7,344
中間純利益又は中間純損失(△)	6,593	16,858	△9,550
自己株式の取得	△32	△12	△171
自己株式の処分	5	13	30
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△61,222	55,733	△132,342
当中間期変動額合計	△62,000	65,251	△149,379
当中間期末残高	379,105	356,978	291,727

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

<p>前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 売買目的有価証券の評価は、時価法によっております。 なお、売却原価の算定は、移動平均法に基づいております。</p> <p>(2) 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法（定額法）によっております。</p> <p>(3) 子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>(4) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、中間決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。 なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。</p> <p>(5) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法（定額法）によっております。</p> <p>(6) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっております。 また、運用目的及び満期保有目的のいずれにも該当しない単独運用の金銭の信託において運用されている信託財産の評価は、その他有価証券と同じ方法によっております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 同 左</p> <p>(2) 同 左</p> <p>(3) 同 左</p> <p>(4) 同 左</p> <p>(5) 同 左</p> <p>(6) 同 左</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 同 左</p> <p>(2) 同 左</p> <p>(3) 同 左</p> <p>(4) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。 なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。</p> <p>(5) 同 左</p> <p>(6) 同 左</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>(7) 『保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い』(日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法(定額法)によっております。</p> <p>なお、責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は次のとおりであります。</p> <p>資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために「米国通貨建積立交通傷害保険」を小区分として設定し、この小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させる運用方針をとっております。</p> <p>2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。</p> <p>3. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)については、定額法によっております。</p> <p>4. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法によっております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(7) 同 左</p> <p>2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左</p> <p>3. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法 同 左</p> <p>4. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法 同 左</p>	<p>(7) 同 左</p> <p>2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左</p> <p>3. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法 同 左</p> <p>4. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法 同 左</p>

<p style="text-align: center;">前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金</p> <p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。</p> <p>今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。</p> <p>また、全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各資産所管部門及び金融資産監査室が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。</p>	<p>5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金</p> <p style="text-align: center;">同 左</p>	<p>5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金</p> <p style="text-align: center;">同 左</p>

<p style="text-align: center;">前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務は、その発生時に一時の損益として処理しております。 数理計算上の差異は、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(3) 賞与引当金 従業員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。</p> <p>(4) 価格変動準備金 株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。</p> <p>6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>7. 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。 なお、資産に係る控除対象外消費税等は、その他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p>	<p>(2) 退職給付引当金 同 左</p> <p>(3) 賞与引当金 同 左</p> <p>(4) 価格変動準備金 同 左</p> <p>6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 同 左</p> <p>7. 消費税等の会計処理 同 左</p>	<p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 過去勤務債務は、その発生時に一時の損益として処理しております。 数理計算上の差異は、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(3) 賞与引当金 同 左</p> <p>(4) 価格変動準備金 同 左</p> <p>6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>7. 消費税等の会計処理 同 左</p>

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>「リース取引に関する会計基準」の適用</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成19年3月30日改正)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日改正)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>「リース取引に関する会計基準」の適用</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度から、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成19年3月30日改正)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日改正)を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
<p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>保険業法施行規則の改正により、当中間会計期間から、「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>

【追加情報】

<p>前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>—————</p>	<p>(経営統合に関する合意)</p> <p>当社は、ニッセイ同和損害保険株式会社（以下「ニッセイ同和損保」といいます。）及び三井住友海上グループ（三井住友海上グループホールディングス株式会社（以下「三井住友海上HD」といいます。）及び三井住友海上火災保険株式会社）と経営統合に関する協議を進め、最終合意に至りました。</p> <p>これに基づき、平成21年9月30日、当社及びニッセイ同和損保は、三井住友海上HDとの間で株式交換契約を締結すると共に、当社は、ニッセイ同和損保との間で合併契約を締結いたしました。なお、契約の効力につきましては、株主総会の承認及び関係当局の認可等を前提としております。</p> <p>株式交換及び合併の目的並びに契約の概要については、「第5 経理の状況 1. 中間連結財務諸表 追加情報（経営統合に関する合意）」に記載のとおりであります。</p>	<p>—————</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)																		
<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は167,316百万円であります。</p> <p>※2. 収益に係る消費税等と、費用及び資産に係る消費税等のうち控除対象消費税等は、相殺したうえ、その他資産に計上しております。資産に係る消費税等のうち控除対象外消費税等の未償却残高については、その他資産に計上しております。</p> <p>※3. 担保に供している資産は、有価証券59,572百万円であります。これは、その他負債に計上した借入金55百万円の担保のほか、信用状発行の担保及びデリバティブ取引の担保等として差し入れているものであります。</p> <p>4. 債務保証及び保証類似行為は、次のとおりであります。 (債務保証) 当社は、子会社の保険引受に関して次のとおり保証を行っております。</p> <p style="text-align: right;">(単位 百万円)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">Aioi Motor and General Insurance Company of Europe Limited</td> <td style="text-align: right;">21,155</td> </tr> <tr> <td>Aioi Insurance Company of America</td> <td style="text-align: right;">3,414</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">24,570</td> </tr> </table>	Aioi Motor and General Insurance Company of Europe Limited	21,155	Aioi Insurance Company of America	3,414	計	24,570	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は173,594百万円であります。</p> <p>※2. 同 左</p> <p>※3. 担保に供している資産は、有価証券49,758百万円及び金銭の信託1,847百万円あります。これは、その他負債に計上した借入金45百万円の担保のほか、信用状発行の担保、デリバティブ取引の担保及び海外営業のための供託資産等として差し入れているものであります。</p> <p>4. 債務保証及び保証類似行為は、次のとおりであります。 (債務保証) 当社は、子会社の保険引受に関して次のとおり保証を行っております。</p> <p style="text-align: right;">(単位 百万円)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">Aioi Motor and General Insurance Company of Europe Limited</td> <td style="text-align: right;">18,849</td> </tr> <tr> <td>Aioi Insurance Company of America</td> <td style="text-align: right;">2,296</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">21,145</td> </tr> </table>	Aioi Motor and General Insurance Company of Europe Limited	18,849	Aioi Insurance Company of America	2,296	計	21,145	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は169,852百万円あります。</p> <p style="text-align: center;">—————</p> <p>※3. 担保に供している資産は、有価証券48,718百万円あります。これは、その他負債に計上した借入金47百万円の担保のほか、信用状発行の担保及びデリバティブ取引の担保等として差し入れているものであります。</p> <p>4. 債務保証及び保証類似行為は、次のとおりであります。 (債務保証) 当社は、子会社の保険引受に関して次のとおり保証を行っております。</p> <p style="text-align: right;">(単位 百万円)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">Aioi Motor and General Insurance Company of Europe Limited</td> <td style="text-align: right;">19,239</td> </tr> <tr> <td>Aioi Insurance Company of America</td> <td style="text-align: right;">3,251</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">22,491</td> </tr> </table>	Aioi Motor and General Insurance Company of Europe Limited	19,239	Aioi Insurance Company of America	3,251	計	22,491
Aioi Motor and General Insurance Company of Europe Limited	21,155																			
Aioi Insurance Company of America	3,414																			
計	24,570																			
Aioi Motor and General Insurance Company of Europe Limited	18,849																			
Aioi Insurance Company of America	2,296																			
計	21,145																			
Aioi Motor and General Insurance Company of Europe Limited	19,239																			
Aioi Insurance Company of America	3,251																			
計	22,491																			

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>(保証類似行為)</p> <p>当社は、子会社であるDTRIC Insurance Company, Limitedとの間で、同社の純資産額が一定水準を下回った場合、又は債務の支払いに必要な流動資産が不足した場合に、同社に対して資金を提供すること等を約したギャランティー・アグリーメントを締結しております。なお、本契約は同社の債務支払いに関して保証を行うものではありません。</p> <p>当中間会計期間末において同社の純資産額は一定水準を超えており、かつ流動資産の不足も発生しておりません。また、同社の当中間会計期間末における負債合計は5,414百万円、資産合計は8,597百万円であります。</p> <p>※5.</p> <p>(1) 貸付金のうち、破綻先債権額は26百万円、延滞債権額は2,974百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p>	<p>(保証類似行為)</p> <p>当社は、子会社であるDTRIC Insurance Company, Limitedとの間で、同社の純資産額が一定水準を下回った場合、又は債務の支払いに必要な流動資産が不足した場合に、同社に対して資金を提供すること等を約したギャランティー・アグリーメントを締結しております。なお、本契約は同社の債務支払いに関して保証を行うものではありません。</p> <p>当中間会計期間末において同社の純資産額は一定水準を超えており、かつ流動資産の不足も発生しておりません。また、同社の当中間会計期間末における負債合計は4,587百万円、資産合計は7,033百万円であります。</p> <p>※5.</p> <p>(1) 貸付金のうち、破綻先債権額は38百万円、延滞債権額は2,462百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまで（貸倒引当金勘定への繰入限度額）に掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p>	<p>(保証類似行為)</p> <p>当社は、子会社であるDTRIC Insurance Company, Limitedとの間で、同社の純資産額が一定水準を下回った場合、又は債務の支払いに必要な流動資産が不足した場合に、同社に対して資金を提供すること等を約したギャランティー・アグリーメントを締結しております。なお、本契約は同社の債務支払いに関して保証を行うものではありません。</p> <p>当事業年度末において同社の純資産額は一定水準を超えており、かつ流動資産の不足も発生しておりません。また、同社の当事業年度末における負債合計は4,973百万円、資産合計は7,779百万円であります。</p> <p>※5.</p> <p>(1) 貸付金のうち、破綻先債権額は39百万円、延滞債権額は1,548百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまで（貸倒引当金勘定への繰入限度額）に掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p>

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)																														
<p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は907百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は221百万円であります。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は4,129百万円であります。</p>	<p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,222百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は719百万円であります。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は4,444百万円であります。</p>	<p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,342百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は745百万円であります。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は3,676百万円であります。</p>																														
<p>※6. 貸付金に係るコミットメント契約の融資未実行残高は10,866百万円であります。 なお、貸付金に係るコミットメント契約とは、借手から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り一定の限度額まで資金を貸し付けることを約した契約であります。</p>	<p>※6. 貸付金に係るコミットメント契約の融資未実行残高は10,608百万円であります。 なお、貸付金に係るコミットメント契約とは、借手から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り一定の限度額まで資金を貸し付けることを約した契約であります。</p>	<p>※6. 貸付金に係るコミットメント契約の融資未実行残高は11,116百万円であります。 なお、貸付金に係るコミットメント契約とは、借手から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り一定の限度額まで資金を貸し付けることを約した契約であります。</p>																														
<p>※7. 支払備金の内訳 (単位 百万円)</p> <table border="0" data-bbox="204 1524 564 1897"> <tr> <td>支払備金（出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く）</td> <td style="text-align: right;">300,637</td> </tr> <tr> <td>同上にかかる出再支払備金</td> <td style="text-align: right;">22,231</td> </tr> <tr> <td>差引（イ）</td> <td style="text-align: right;">278,406</td> </tr> <tr> <td>地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金（ロ）</td> <td style="text-align: right;">35,577</td> </tr> <tr> <td>計（イ+ロ）</td> <td style="text-align: right;">313,984</td> </tr> </table>	支払備金（出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く）	300,637	同上にかかる出再支払備金	22,231	差引（イ）	278,406	地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金（ロ）	35,577	計（イ+ロ）	313,984	<p>※7. 支払備金の内訳 (単位 百万円)</p> <table border="0" data-bbox="636 1524 997 1897"> <tr> <td>支払備金（出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く）</td> <td style="text-align: right;">284,697</td> </tr> <tr> <td>同上にかかる出再支払備金</td> <td style="text-align: right;">23,596</td> </tr> <tr> <td>差引（イ）</td> <td style="text-align: right;">261,100</td> </tr> <tr> <td>地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金（ロ）</td> <td style="text-align: right;">35,393</td> </tr> <tr> <td>計（イ+ロ）</td> <td style="text-align: right;">296,494</td> </tr> </table>	支払備金（出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く）	284,697	同上にかかる出再支払備金	23,596	差引（イ）	261,100	地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金（ロ）	35,393	計（イ+ロ）	296,494	<p>※7. 支払備金の内訳 (単位 百万円)</p> <table border="0" data-bbox="1069 1524 1430 1897"> <tr> <td>支払備金（出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く）</td> <td style="text-align: right;">289,428</td> </tr> <tr> <td>同上にかかる出再支払備金</td> <td style="text-align: right;">21,929</td> </tr> <tr> <td>差引（イ）</td> <td style="text-align: right;">267,498</td> </tr> <tr> <td>地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金（ロ）</td> <td style="text-align: right;">36,163</td> </tr> <tr> <td>計（イ+ロ）</td> <td style="text-align: right;">303,661</td> </tr> </table>	支払備金（出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く）	289,428	同上にかかる出再支払備金	21,929	差引（イ）	267,498	地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金（ロ）	36,163	計（イ+ロ）	303,661
支払備金（出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く）	300,637																															
同上にかかる出再支払備金	22,231																															
差引（イ）	278,406																															
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金（ロ）	35,577																															
計（イ+ロ）	313,984																															
支払備金（出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く）	284,697																															
同上にかかる出再支払備金	23,596																															
差引（イ）	261,100																															
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金（ロ）	35,393																															
計（イ+ロ）	296,494																															
支払備金（出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く）	289,428																															
同上にかかる出再支払備金	21,929																															
差引（イ）	267,498																															
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金（ロ）	36,163																															
計（イ+ロ）	303,661																															

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>※8. 責任準備金の内訳 (単位 百万円)</p> <p>普通責任準備金(出再 責任準備金控除前) 575,179</p> <p>同上にかかる出再責任 準備金 14,773</p> <hr/> <p>差引(イ) 560,405</p> <p>その他の責任準備金 (ロ) 1,138,194</p> <hr/> <p>計(イ+ロ) 1,698,599</p>	<p>※8. 責任準備金の内訳 (単位 百万円)</p> <p>普通責任準備金(出再 責任準備金控除前) 589,645</p> <p>同上にかかる出再責任 準備金 13,967</p> <hr/> <p>差引(イ) 575,678</p> <p>その他の責任準備金 (ロ) 1,068,543</p> <hr/> <p>計(イ+ロ) 1,644,221</p>	<p>※8. 責任準備金の内訳 (単位 百万円)</p> <p>普通責任準備金(出再 責任準備金控除前) 578,921</p> <p>同上にかかる出再責任 準備金 13,676</p> <hr/> <p>差引(イ) 565,245</p> <p>その他の責任準備金 (ロ) 1,099,945</p> <hr/> <p>計(イ+ロ) 1,665,191</p>
<p>※9. 現先取引により受け入れている コマーシャルペーパーのうち、売 却又は再担保という方法で自由に 処分できる権利を有するものは 19,981百万円であり、全て自己保 有しております。</p>	<p>—————</p>	<p>—————</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
※ 1. 正味収入保険料の内訳 (単位 百万円) 収入保険料 491,627 支払再保険料 73,582 差引 418,044	※ 1. 正味収入保険料の内訳 (単位 百万円) 収入保険料 462,420 支払再保険料 64,520 差引 397,899	※ 1. 正味収入保険料の内訳 (単位 百万円) 収入保険料 952,130 支払再保険料 135,436 差引 816,693
※ 2. 正味支払保険金の内訳 (単位 百万円) 支払保険金 302,682 回収再保険金 63,022 差引 239,659	※ 2. 正味支払保険金の内訳 (単位 百万円) 支払保険金 298,719 回収再保険金 61,934 差引 236,784	※ 2. 正味支払保険金の内訳 (単位 百万円) 支払保険金 620,256 回収再保険金 126,707 差引 493,549
※ 3. 諸手数料及び集金費の内訳 (単位 百万円) 支払諸手数料及び集金費 77,931 出再保険手数料 3,541 差引 74,389	※ 3. 諸手数料及び集金費の内訳 (単位 百万円) 支払諸手数料及び集金費 73,917 出再保険手数料 3,502 差引 70,415	※ 3. 諸手数料及び集金費の内訳 (単位 百万円) 支払諸手数料及び集金費 151,279 出再保険手数料 7,147 差引 144,132
※ 4. 支払備金戻入額 (△は支払備金 繰入額) の内訳 (単位 百万円) 支払備金戻入額 (出再支 払備金控除前、(ロ)に 掲げる保険を除く) △2,728 同上にかかる出再支払備 金戻入額 △2,408 差引 (イ) △320 地震保険及び自動車損害 賠償責任保険にかかる支 払備金戻入額 (ロ) 1,008 計 (イ+ロ) 688	※ 4. 支払備金戻入額 (△は支払備金 繰入額) の内訳 (単位 百万円) 支払備金戻入額 (出再支 払備金控除前、(ロ)に 掲げる保険を除く) 4,522 同上にかかる出再支払備 金戻入額 △1,666 差引 (イ) 6,189 地震保険及び自動車損害 賠償責任保険にかかる支 払備金戻入額 (ロ) 770 計 (イ+ロ) 6,959	※ 4. 支払備金戻入額 (△は支払備金 繰入額) の内訳 (単位 百万円) 支払備金戻入額 (出再支 払備金控除前、(ロ)に 掲げる保険を除く) 8,480 同上にかかる出再支払備 金戻入額 △2,107 差引 (イ) 10,587 地震保険及び自動車損害 賠償責任保険にかかる支 払備金戻入額 (ロ) 423 計 (イ+ロ) 11,011
※ 5. 責任準備金繰入額 (△は責任準 備金戻入額) の内訳 (単位 百万円) 普通責任準備金繰入額 (出再責任準備金控除 前) 13,854 同上にかかる出再責任準 備金繰入額 624 差引 (イ) 13,230 その他の責任準備金繰入 額 (ロ) △6,476 計 (イ+ロ) 6,753	※ 5. 責任準備金戻入額 (△は責任準 備金繰入額) の内訳 (単位 百万円) 普通責任準備金戻入額 (出再責任準備金控除 前) △10,993 同上にかかる出再責任準 備金戻入額 △312 差引 (イ) △10,681 その他の責任準備金戻入 額 (ロ) 31,402 計 (イ+ロ) 20,720	※ 5. 責任準備金戻入額 (△は責任準 備金繰入額) の内訳 (単位 百万円) 普通責任準備金戻入額 (出再責任準備金控除 前) △17,597 同上にかかる出再責任準 備金戻入額 472 差引 (イ) △18,069 その他の責任準備金戻入 額 (ロ) 44,724 計 (イ+ロ) 26,654

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																		
<p>※6. 利息及び配当金収入の内訳 (単位 百万円)</p> <table border="0"> <tr><td>預貯金利息</td><td>274</td></tr> <tr><td>コールローン利息</td><td>46</td></tr> <tr><td>買現先勘定利息</td><td>59</td></tr> <tr><td>買入金銭債権利息</td><td>229</td></tr> <tr><td>有価証券利息・配当金</td><td>16,532</td></tr> <tr><td>貸付金利息</td><td>3,343</td></tr> <tr><td>不動産賃貸料</td><td>2,571</td></tr> <tr><td>その他利息・配当金</td><td>258</td></tr> <tr><td><u>計</u></td><td><u>23,315</u></td></tr> </table>	預貯金利息	274	コールローン利息	46	買現先勘定利息	59	買入金銭債権利息	229	有価証券利息・配当金	16,532	貸付金利息	3,343	不動産賃貸料	2,571	その他利息・配当金	258	<u>計</u>	<u>23,315</u>	<p>※6. 利息及び配当金収入の内訳 (単位 百万円)</p> <table border="0"> <tr><td>預貯金利息</td><td>63</td></tr> <tr><td>買入金銭債権利息</td><td>201</td></tr> <tr><td>有価証券利息・配当金</td><td>18,301</td></tr> <tr><td>貸付金利息</td><td>3,397</td></tr> <tr><td>不動産賃貸料</td><td>2,563</td></tr> <tr><td>その他利息・配当金</td><td>286</td></tr> <tr><td><u>計</u></td><td><u>24,814</u></td></tr> </table>	預貯金利息	63	買入金銭債権利息	201	有価証券利息・配当金	18,301	貸付金利息	3,397	不動産賃貸料	2,563	その他利息・配当金	286	<u>計</u>	<u>24,814</u>	<p>※6. 利息及び配当金収入の内訳 (単位 百万円)</p> <table border="0"> <tr><td>預貯金利息</td><td>412</td></tr> <tr><td>コールローン利息</td><td>66</td></tr> <tr><td>買現先勘定利息</td><td>73</td></tr> <tr><td>買入金銭債権利息</td><td>473</td></tr> <tr><td>有価証券利息・配当金</td><td>29,645</td></tr> <tr><td>貸付金利息</td><td>6,783</td></tr> <tr><td>不動産賃貸料</td><td>5,201</td></tr> <tr><td>その他利息・配当金</td><td>325</td></tr> <tr><td><u>計</u></td><td><u>42,982</u></td></tr> </table>	預貯金利息	412	コールローン利息	66	買現先勘定利息	73	買入金銭債権利息	473	有価証券利息・配当金	29,645	貸付金利息	6,783	不動産賃貸料	5,201	その他利息・配当金	325	<u>計</u>	<u>42,982</u>
預貯金利息	274																																																			
コールローン利息	46																																																			
買現先勘定利息	59																																																			
買入金銭債権利息	229																																																			
有価証券利息・配当金	16,532																																																			
貸付金利息	3,343																																																			
不動産賃貸料	2,571																																																			
その他利息・配当金	258																																																			
<u>計</u>	<u>23,315</u>																																																			
預貯金利息	63																																																			
買入金銭債権利息	201																																																			
有価証券利息・配当金	18,301																																																			
貸付金利息	3,397																																																			
不動産賃貸料	2,563																																																			
その他利息・配当金	286																																																			
<u>計</u>	<u>24,814</u>																																																			
預貯金利息	412																																																			
コールローン利息	66																																																			
買現先勘定利息	73																																																			
買入金銭債権利息	473																																																			
有価証券利息・配当金	29,645																																																			
貸付金利息	6,783																																																			
不動産賃貸料	5,201																																																			
その他利息・配当金	325																																																			
<u>計</u>	<u>42,982</u>																																																			
<p>※7. 特別利益のその他は、固定資産処分益であります。</p>	<p>※7. 特別利益のその他は、固定資産処分益であります。</p>	<p>※7. 特別利益のその他には、フォートレス・リー関連訴訟の和解金として受け取った3,321百万円を含んでおります。</p>																																																		
<p>※8. 特別損失のその他には、子会社株式評価損1,522百万円及び固定資産処分損362百万円を含んでおります。</p>	<p>※8. 特別損失のその他には、経営統合関連費用1,830百万円を含んでおります。</p>	<p>※8. 特別損失のその他には、子会社株式評価損2,161百万円を含んでおります。</p>																																																		

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当中間会計期間増加 株式数(千株)	当中間会計期間減少 株式数(千株)	当中間会計期間末株 式数(千株)
普通株式	21,752	57	10	21,799

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加57千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少10千株は、単元未満株式を有する株主からの買増請求による減少であります。

当中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当中間会計期間増加 株式数(千株)	当中間会計期間減少 株式数(千株)	当中間会計期間末株 式数(千株)
普通株式	22,067	28	24	22,071

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加28千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少24千株は、新株予約権の権利行使による減少24千株、単元未満株式を有する株主からの買増請求による減少0千株であります。

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当事業年度増加株式 数(千株)	当事業年度減少株 式数(千株)	当事業年度末株式数 (千株)
普通株式	21,752	387	71	22,067

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加387千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少71千株は、単元未満株式を有する株主からの買増請求による減少であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
オペレーティング・リース取引 <貸手側> オペレーティング・リース取引の うち解約不能のものに係る未経過リ ース料 1年内 94百万円 1年超 316百万円 合 計 411百万円	オペレーティング・リース取引 <貸手側> オペレーティング・リース取引の うち解約不能のものに係る未経過リ ース料 1年内 94百万円 1年超 221百万円 合 計 316百万円	オペレーティング・リース取引 <貸手側> オペレーティング・リース取引の うち解約不能のものに係る未経過リ ース料 1年内 94百万円 1年超 268百万円 合 計 363百万円

(有価証券関係)

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは
ありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)		前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	516.15円	1株当たり純資産額	486.05円	1株当たり純資産額	397.23円
1株当たり中間純利益	8.97円	1株当たり中間純利益	22.96円	1株当たり当期純損失	13.00円
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	8.97円	潜在株式調整後1株当たり中間純利益	22.95円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。	

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	379,105	356,978	291,727
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	38	147	104
(うち新株予約権) (百万円)	(38)	(147)	(104)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (百万円)	379,067	356,830	291,623
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数 (株)	734,402,280	734,129,674	734,133,480

2. 1株当たり中間(当期)純利益(△損失)及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益(△損失)			
中間(当期)純利益(△損失) (百万円)	6,593	16,858	△9,550
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益(△損失) (百万円)	6,593	16,858	△9,550
普通株式の期中平均株式数 (株)	734,431,328	734,139,479	734,318,437
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益調整額 (百万円)	—	—	—
普通株式増加数 (株)	25,170	250,658	—
(うち新株予約権) (株)	(25,170)	(250,658)	(—)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—	ストック・オプション 192,000株 概要は「ストック・オプション等関係」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月25日

あいおい損害保険株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高山 宜門 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 樋口 義行 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中島 紀子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているあいおい損害保険株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、あいおい損害保険株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月24日

あいおい損害保険株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高山 宜門 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 樋口 義行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中島 紀子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているあいおい損害保険株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、あいおい損害保険株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

追加情報に記載のとおり、会社は、ニッセイ同和損害保険株式会社及び三井住友海上グループ（三井住友海上グループホールディングス株式会社及び三井住友海上火災保険株式会社）と経営統合に関して最終合意に至った。これに基づき、会社は、平成21年9月30日付けで、ニッセイ同和損害保険株式会社及び三井住友海上グループホールディングス株式会社との間で株式交換契約を締結すると共に、ニッセイ同和損害保険株式会社との間で合併契約を締結している。なお、契約の効力については、株主総会の承認及び関係当局の認可等を前提としている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月25日

あいおい損害保険株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高山 宜門 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 樋口 義行 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中島 紀子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているあいおい損害保険株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第8期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的・手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、あいおい損害保険株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

あいおい損害保険株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高山 宜門	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樋口 義行	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中島 紀子	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているあいおい損害保険株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第9期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、あいおい損害保険株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

追加情報に記載のとおり、会社は、ニッセイ同和損害保険株式会社及び三井住友海上グループ（三井住友海上グループホールディングス株式会社及び三井住友海上火災保険株式会社）と経営統合に関して最終合意に至った。これに基づき、会社は、平成21年9月30日付けで、ニッセイ同和損害保険株式会社及び三井住友海上グループホールディングス株式会社との間で株式交換契約を締結すると共に、ニッセイ同和損害保険株式会社との間で合併契約を締結している。なお、契約の効力については、株主総会の承認及び関係当局の認可等を前提としている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。